



毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

条 例

- ◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第4号).....2045
- ◇川崎市職員定数条例の一部を改正する条例(第5号).....2045
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第6号).....2045
- ◇川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例(第7号).....2048
- ◇川崎市立労働会館条例を廃止する条例(第8号).....2048
- ◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例(第9号).....2048
- ◇子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(第10号).....2055
- ◇川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(第11号).....2056
- ◇川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例(第12号).....2056
- ◇川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例(第13号).....2056
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第14号).....2057
- ◇川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例(第15号).....2057
- ◇川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(第16号).....2057
- ◇川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例(第17号).....2057
- ◇川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例(第18号).....2057
- ◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第19号).....2058
- ◇川崎市家庭的保育事業等の設備及び運

- 営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第20号).....2058
- ◇川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第21号).....2059
- ◇川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第22号).....2059
- ◇川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第23号).....2060
- ◇川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第24号).....2061
- ◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第25号).....2062
- ◇川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第26号).....2063
- ◇川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例(第27号).....2064

規 則

- ◇川崎市立労働会館条例施行規則を廃止する規則(第9号).....2065
- ◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第10号).....2065
- ◇川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則(第11号).....2067
- ◇川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第12号).....2067
- ◇川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則(第13号).....2068
- ◇川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(第14号).....2093

◇川崎市職員の保有個人情報の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則(第15号).....	2095	◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(第34号).....	2122
◇川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第16号).....	2098	◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(第35号).....	2122
◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則(第17号).....	2098	◇川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則(第36号).....	2124
◇川崎市公文書管理規則の一部を改正する規則(第18号).....	2107	◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第37号).....	2124
◇川崎市公印規則の一部を改正する規則(第19号).....	2108	◇川崎市消防立入検査証規則の一部を改正する規則(第38号).....	2127
◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第20号).....	2111	告 示	
◇川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則(第21号).....	2111	◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第131号).....	2127
◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第22号).....	2112	◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第132号).....	2127
◇川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則(第23号).....	2112	◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第133号).....	2127
◇川崎市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則(第24号).....	2113	◇川崎市路上喫煙防止重点区域における市長が別に定める場所の指定解除(第134号).....	2127
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第25号).....	2113	◇自転車等の撤去と保管(第135号).....	2128
◇川崎市リサイクルコミュニティセンター条例施行規則を廃止する規則(第26号).....	2114	◇議決された予算の公表(第136号).....	2128
◇川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第27号).....	2114	◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出(第137号).....	2189
◇川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則(第28号).....	2115	◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第138号).....	2189
◇川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(第29号).....	2115	◇市長等の資産等報告書等の閲覧に係る場所及び時間の一部改正(第139号).....	2189
◇川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則(第30号).....	2116	◇車両制限令の規定に基づく道路の指定及び通行方法(第140号).....	2189
◇川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(第31号).....	2116	◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第141号).....	2190
◇川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(第32号).....	2117	◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除(第142号).....	2191
◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第33号).....	2121	◇市道路線の認定(第143号).....	2192
		◇道路区域の決定(第144号).....	2193
		◇道路の供用開始(第145号).....	2193
		◇市道路線の廃止(第146号).....	2194
		◇道路区域の変更(第147号).....	2194
		◇港湾施設の名称、位置、規模等(第148号).....	2194
		◇自転車等の撤去と保管(第149号).....	2195
		◇橘公園の魅力向上に向けたPark-PFI事業に係る公募設置等計画の認定(第150号).....	2195
		◇川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者の指定(第151号).....	2196

◇川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者の指定 (第152号)……………2196	◇定期予防接種の実施 (第184号)……………2214
◇指定納付受託者の指定 (第153号)……………2196	◇定期予防接種の実施 (第185号)……………2214
◇生活保護法等による指定医療機関の指定 (第154号)……………2197	◇定期予防接種の実施 (第186号)……………2215
◇生活保護法等による指定医療機関の廃止 (第155号)……………2197	◇情報通信の技術を活用した方法により行う行政手続等 (第187号)……………2215
◇生活保護法等による指定医療機関の変更 (第156号)……………2197	◇予防接種の業務を行う場所 (第188号)……………2232
◇生活保護法等による指定施術機関の変更 (第157号)……………2197	◇公印の新調 (第189号)……………2239
◇公印の改刻 (第158号)……………2197	◇指定納付受託者の指定 (第190号)……………2240
◇行旅死亡人の告示 (第159号)……………2197	公 告
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (第160号)……………2198	◇一般競争入札の執行 (第615号)……………2240
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除 (第161号)……………2199	◇公募型プロポーザルの実施 (第616号)……………2242
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (第162号)……………2199	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第617号)……………2244
◇指定納付受託者の指定 (第163号)……………2199	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第618号)……………2245
◇道路区域の変更 (第164号)……………2200	◇道路位置の指定 (第619号)……………2245
◇道路区域の変更 (第165号)……………2200	◇公募型プロポーザルの実施 (第620号)……………2246
◇道路の供用開始 (第166号)……………2200	◇一般競争入札の執行 (第621号)……………2247
◇公文書及び保有個人情報の写しの作成等に要する費用の額 (第167号)……………2200	◇一般競争入札の執行 (第622号)……………2254
◇川崎市一般廃棄物処理実施計画 (第168号)……………2201	◇開発行為に関する工事の完了 (第623号)……………2256
◇指定納付受託者の指定 (第169号)……………2209	◇一般競争入札の執行 (第624号)……………2256
◇等々力緑地 (等々力老人いこいの家を除く) の指定管理者の指定 (第170号)……………2209	◇道路位置の指定 (第625号)……………2258
◇定期予防接種の実施 (第171号)……………2209	◇開発行為に関する工事の完了 (第626号)……………2258
◇生活保護法等による指定介護機関の廃止 (第172号)……………2210	◇公募型プロポーザルの実施 (第627号)……………2258
◇生活保護法等による指定介護機関の変更 (第173号)……………2210	◇道路位置の指定 (第628号)……………2259
◇化学物質の適正管理に関する指針 (第174号)……………2210	◇道路位置の指定 (第629号)……………2260
◇温暖化物質の排出抑制に関する指針の一部改正 (第175号)……………2211	◇開発行為に関する工事の完了 (第630号)……………2260
◇定期予防接種の実施 (第176号)……………2212	◇一般競争入札の執行 (第631号)……………2260
◇定期予防接種の実施 (第177号)……………2212	◇一般競争入札の執行 (第632号)……………2262
◇定期予防接種の実施 (第178号)……………2212	◇一般競争入札の執行 (第633号)……………2263
◇定期予防接種の実施 (第179号)……………2213	◇一般競争入札の執行 (第634号)……………2265
◇定期予防接種の実施 (第180号)……………2213	◇環境影響評価に関する条例による条例公聴会の開催 (第635号)……………2266
◇定期予防接種の実施 (第181号)……………2213	◇条例環境影響評価審査書の公告 (第636号)……………2267
◇定期予防接種の実施 (第182号)……………2214	◇一般競争入札の執行 (第637号)……………2272
◇定期予防接種の実施 (第183号)……………2214	◇農用地利用集積計画の制定 (第638号)……………2279
	◇道路位置の指定 (第639号)……………2282
	◇(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に係る条例見解書の公告 (第640号)……………2282
	◇開発行為に関する工事の完了 (第641号)……………2282
	◇都市公園の区域の変更 (第642号)……………2283
	◇道路位置の廃止 (第643号)……………2283

◇事業活動地球温暖化対策指針の変更 (第644号) ……………2283	◇川崎市上下水道局企業職員の育児休業 等に関する規程の一部を改正する規程 (第 9 号)……………2328
◇開発事業地球温暖化対策指針の変更 (第645号) ……………2307	上下水道局告示
◇道路位置の廃止 (第646号)……………2314	◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第 14号) ……………2328
公告 (調達)	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事 業者の指定 (第15号) ……………2328
◇落札者等の公示 (第149号)……………2314	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事 業者の指定事項の変更 (第16号) ……………2328
◇落札者等の公示 (第150号)……………2315	◇川崎市入江崎余熱利用プールの指定管 理者の指定 (第17号) ……………2329
◇一般競争入札の公告 (第151号)……………2315	◇川崎市入江崎余熱利用プールの指定管 理者の指定 (第18号) ……………2329
税公告	◇情報通信の技術を利用する方法により 行う手続等 (第19号) ……………2329
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第31号) ……………2317	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事 業者の指定更新 (第20号) ……………2330
◇納税通知書の公示送達 (第32号) ……………2317	上下水道局公告
◇課税額変更 (取消) 通知書の公示送達 (第33号)……………2317	◇一般競争入札の執行 (第19号) ……………2342
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第34号) ……………2317	◇都市計画法の規定による都市計画下水 事業の図書の写しの縦覧 (第20号) ……………2346
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第35号) ……………2318	◇都市計画法の規定による都市計画下水 事業の変更の認可 (第21号) ……………2346
◇市税過誤納金等還付通知書の公示送達 (第36号)……………2318	上下水道局公告 (調達)
◇交付要求通知書の公示送達 (第37号) ……………2318	◇落札者等の公示 (第13号) ……………2347
◇差押解除通知書の公示送達 (第38号) ……………2318	◇落札者等の公示 (第14号) ……………2347
訓 令	交通局規程
◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正す る規則の制定に伴う職員の勤務につい て (第 1 号) ……………2318	◇川崎市交通局会計規程の一部を改正す る規程 (第 3 号) ……………2348
◇川崎市公有地総合調整会議規程の一部 を改正する訓令 (第 2 号) ……………2320	◇川崎市交通局障がい者用 I C カード取 扱規程 (第 4 号) ……………2349
◇川崎市事業所等事務決裁規程等の一部 を改正する訓令 (第 3 号) ……………2320	◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程 の一部を改正する規程 (第 5 号) ……………2355
◇川崎市公用文に関する規程の一部を改 正する訓令 (第 4 号) ……………2321	◇川崎市交通局外国人向け I C カード取 扱規程の一部を改正する規程 (第 6 号) ……………2355
◇川崎市職員の勤務時間等に関する規程 の一部を改正する訓令 (第 5 号) ……………2321	◇川崎市交通局モバイル P A S M O 取扱 規程の一部を改正する規程 (第 7 号) ……………2355
◇川崎市職員の自己啓発等休業に関する 規程の一部を改正する訓令 (第 6 号) ……………2323	◇川崎市交通局企業職員の給料等の額及 び支給方法等に関する規程の一部を改 正する規程 (第 8 号) ……………2358
上下水道局規程	◇川崎市交通局企業職員の通勤手当支給 規程の一部を改正する規程 (第 9 号) ……………2359
◇川崎市水道条例施行規程の一部を改正 する規程 (第 4 号) ……………2323	◇川崎市交通局企業職員の期末手当及び 勤勉手当の支給に関する規程の一部を 改正する規程 (第10号) ……………2360
◇川崎市工業用水道条例施行規程の一部 を改正する規程 (第 5 号) ……………2325	◇川崎市交通局企業職員の給料等の額及
◇川崎市下水道条例施行規程の一部を改 正する規程 (第 6 号) ……………2327	
◇川崎市上下水道局公文書管理規程の一 部を改正する規程 (第 7 号) ……………2327	
◇川崎市上下水道局事務分掌規程の一部 を改正する規程 (第 8 号) ……………2327	

び支給方法等に関する規程附則第15項、 第17項、第18項又は第19項の規定によ る給料に関する規程(第11号)……………2360	◇落札者等の公示(第9号)……………2392
◇川崎市交通局企業職員の勤務時間、休 日、休暇等に関する規程の一部を改正 する規程(第12号)……………2365	◇落札者等の公示(第10号)……………2392
◇川崎市交通局企業職員のうち特別の勤 務に従事する職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する規程の一部を改正する 規程(第13号)……………2365	◇落札者等の公示(第11号)……………2393
◇川崎市交通局企業職員の育児休業等に 関する規程の一部を改正する規程(第 14号)……………2366	消防局訓令
◇川崎市交通局会計年度任用職員の勤務 時間、休暇等に関する規程の一部を改 正する規程(第15号)……………2366	◇川崎市液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律事務処理要 綱(第4号)……………2393
◇川崎市交通局企業職員の自己啓発等休 業に関する規程の一部を改正する規程 (第16号)……………2366	◇川崎市火災予防事務処理規程の一部を 改正する訓令(第5号)……………2416
◇川崎市交通局会計規程の一部を改正す る規程(第17号)……………2367	◇川崎市消防吏員服制等に関する規程の 一部を改正する訓令(第6号)……………2417
◇川崎市交通局公文書取扱規程の一部を 改正する規程(第18号)……………2367	◇川崎市消防職員の自己啓発等休業に関 する規程の一部を改正する訓令(第7 号)……………2417
◇川崎市個人情報の保護に関する法律施 行規程(第19号)……………2368	◇消防職員及び主要機械の配置基準(第 8号)……………2417
◇川崎市交通局情報公開条例施行規程の 一部を改正する規程(第20号)……………2384	◇川崎市危険物事務処理規程の一部を改 正する訓令(第9号)……………2424
交通局告示	◇川崎市火災予防査察規程の一部を改正 する訓令(第10号)……………2425
◇情報通信技術を活用した方法により行 う行政手続等(第1号)……………2386	◇川崎市消防団機能別団員の種類、職 階級等に関する規程の一部を改正する 訓令(第11号)……………2438
◇公金徴収業務の委託(第2号)……………2386	◇川崎市消防局個人情報の保護に関する 法律施行規程(第12号)……………2438
◇公金徴収業務の委託(第3号)……………2386	◇川崎市消防局の情報公開に関する運用 規程の一部を改正する訓令(第13号)……………2455
◇公金徴収業務の委託(第4号)……………2387	◇川崎市消防局公文書管理規程の一部を 改正する訓令(第14号)……………2456
◇公金徴収業務の委託(第5号)……………2387	◇川崎市消防職員出勤記録整理規程及び 川崎市消防局警防規程の一部を改正す る訓令(第15号)……………2457
◇公金徴収業務の委託(第6号)……………2387	教育委員会規則
交通局公告	◇川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 の一部を改正する規則(第3号)……………2457
◇一般競争入札の執行(第36号)……………2387	◇川崎市博物館の登録等に関する規則の 一部を改正する規則(第4号)……………2457
◇一般競争入札の執行(第37号)……………2389	◇川崎市情報公開条例施行規則の一部を 改正する規則(第5号)……………2463
交通局訓令	◇川崎市個人情報の保護に関する法律施 行細則(第6号)……………2464
◇川崎市交通局企業職員服務規程の一部 を改正する訓令(第1号)……………2390	◇川崎市審議会等の会議の公開に関する 条例施行規則の一部を改正する規則 (第7号)……………2481
病院局規程	◇川崎市教育委員会事務局公文書管理規 則の一部を改正する規則(第8号)……………2481
◇川崎市病院局事務分掌規程の一部を改 正する規程(第3号)……………2390	教育委員会告示
◇川崎市病院局公文書管理規程の一部を 改正する規程(第4号)……………2391	◇教育委員会臨時会の招集(第5号)……………2481
病院局公告(調達)	
◇落札者等の公示(第8号)……………2391	

◇教育委員会定例会の招集(第 6 号) ……………2481	職員共済組合公告
◇情報通信技術を活用した方法により行 う行政手続等(第 7 号) ……………2481	◇令和 5 年度事業計画及び予算(第 2 号) ……………2523
教育委員会訓令	◇任意継続組合員の平均標準報酬月額 (第 3 号)……………2546
◇川崎市立学校用務員の職務及び服務に 関する規程の一部を改正する訓令(第 1 号) ……………2482	市議会規程
◇川崎市教育委員会職員の勤務時間等に 関する規程の一部を改正する訓令(第 2 号) ……………2482	◇川崎市議会議会局規程の一部を改正す る規程(第 1 号) ……………2546
◇川崎市教育委員会職員服務規程の一部 を改正する訓令(第 3 号) ……………2483	区告示
◇川崎市教育委員会職員の自己啓発等休 業に関する規程の一部を改正する訓令 (第 4 号)……………2483	◇自動車臨時運行許可番号標の無効(幸 区第 1 号) ……………2546
監査告示	区公告
◇川崎市個人情報の保護に関する法律施 行規程(第 1 号) ……………2484	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本) の公示送達(川崎区第 50 号) ……………2547
◇川崎市代表監査委員規程の一部を改正 する規程(第 2 号) ……………2500	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 達(川崎区第 51 号) ……………2547
◇川崎市情報公開条例施行規程の一部を 改正する規程(第 3 号) ……………2500	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の 公示送達(川崎区第 52 号) ……………2547
人事委員会規則	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第 53 号)……………2547
◇川崎市職員の苦情相談に関する規則の 一部を改正する規則(第 12 号) ……………2501	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 達(川崎区第 54 号) ……………2547
◇管理職員等の範囲を定める規則の一部 を改正する規則(第 13 号) ……………2502	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の 公示送達(川崎区第 55 号) ……………2547
◇川崎市職員の管理職手当に関する規則 の一部を改正する規則(第 14 号) ……………2502	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第 56 号)……………2547
◇川崎市公益的法人等への職員の派遣等 に関する規則の一部を改正する規則 (第 15 号)……………2502	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 達(川崎区第 57 号) ……………2548
◇川崎市情報公開条例施行規則の一部を 改正する規則(第 16 号) ……………2502	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本) の公示送達(川崎区第 58 号) ……………2548
◇川崎市個人情報の保護に関する法律施 行細則(第 17 号) ……………2504	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (幸区第 24 号)……………2548
農業委員会訓令	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の 公示送達(幸区第 25 号) ……………2548
◇川崎市情報公開条例施行規則の一部を 改正する規則(第 1 号) ……………2521	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 達(幸区第 26 号) ……………2548
職員共済組合規則	◇住民票の職権消除(中原区第 16 号) ……………2548
◇川崎市職員共済組合運営規則の一部を 改正する規則(第 1 号) ……………2521	◇印鑑登録の抹消(中原区第 17 号) ……………2549
職員共済組合規程	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 達(中原区第 18 号) ……………2549
◇川崎市職員共済組合事務局管理規程の 一部を改正する規程(第 2 号) ……………2521	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (中原区第 19 号)……………2549
職員共済組合告示	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の 公示送達(中原区第 20 号) ……………2549
◇川崎市職員共済組合定款の一部変更 (第 1 号)……………2523	◇国民健康保険料に係る差押調書の公示 送達(中原区第 21 号) ……………2549
	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 達(高津区第 19 号) ……………2549

- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(高津区第20号)……………2550
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の
公示送達 (高津区第21号) ……………2550
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送
達 (宮前区第14号) ……………2550
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の
公示送達 (宮前区第15号) ……………2550
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(宮前区第16号)……………2550
- ◇住民票の職権消除 (宮前区第17号) ……………2550
- ◇印鑑登録の抹消 (宮前区第18号) ……………2551
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送
達 (多摩区第14号) ……………2551
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(多摩区第15号)……………2551
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の
公示送達 (多摩区第16号) ……………2551
- ◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)
の公示送達 (多摩区第17号) ……………2551
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送
達 (麻生区第15号) ……………2551
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(麻生区第16号)……………2552
- ◇住民票の職権消除 (麻生区第17号) ……………2552
- ◇印鑑登録の抹消 (麻生区第18号) ……………2552

条 例

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 4 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する
条例

川崎市附属機関設置条例(平成27年川崎市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会の項を削り、同表川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会の項の次に次の 1 項を加える。

川崎市公園緑地等整備計画推進委員会	公園、緑地等の整備等に関する計画の策定その他公園、緑地等の整備等の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	6 人以内	学識経験者	2 年
-------------------	---	-------	-------	-----

別表第 1 川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 5 号

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市職員定数条例(昭和26年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号ア中「460人」を「464人」に改め、同号イ中「7,246人」を「7,367人」に改め、同条第 8 号中「1,434人」を「1,436人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 6 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第197号イ(ア)中「第268号」を「第264号、第266号、第268号」に改め、同条第212号の次に次の1号を加える。

(212)の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例に係る認定の申請に対する審査

1件につき 27,000円

第2条第213号の次に次の1号を加える。

(213)の2 建築基準法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査

1件につき 33,000円

第2条第216号の次に次の1号を加える。

(216)の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

1件につき 160,000円

第2条第217号中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同条第219号の次に次の1号を加える。

(219)の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

1件につき 160,000円

第2条第248号の次に次の1号を加える。

(248)の2 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第3号に掲げる高度地区に関する都市計画に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

1件につき 160,000円

第2条第249号中「(昭和43年法律第100号)」を削り、同条第264号ア(イ)a中「人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分という」を「建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分という」に改め、「この号」の次に「、第270号及び第274号」を加え、同号ア(イ)b中「人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分という」を「建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分という」に改め、「この号」の次に「、第270号及び第274号」を加え、同号ア(イ)c中「住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分という」を「建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分という」に改め、「この号」の次に「、第270号及び第274号」を加え、同号イ(イ)bを次のように改める。

b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

110,000円

(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

140,000円

(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

180,000円

(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

280,000円

(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

360,000円

(f) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

430,000円

(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

500,000円

第2条第264号イ(イ)c(a)中「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準で定める基準が適用される」を「基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が計算されている」に改め、「又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合」を削り、同号ウ(ア)中「当該認定申請に係る一戸建ての住宅」を「場合」に改め、同号ウ(ア)a及びbを次のように改める。

a 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

34,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

38,000円

b 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

<p>17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>19,000円</p> <p>第 2 条第264号ウ(イ) a を次のように改める。</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">i 1 戸</td><td style="text-align: right;">34,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ii 2 戸以上 5 戸以下</td><td style="text-align: right;">69,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">iii 6 戸以上10戸以下</td><td style="text-align: right;">97,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">iv 11戸以上25戸以下</td><td style="text-align: right;">140,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">v 26戸以上50戸以下</td><td style="text-align: right;">200,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">vi 51戸以上100戸以下</td><td style="text-align: right;">280,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">vii 101戸以上200戸以下</td><td style="text-align: right;">380,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">viii 201戸以上300戸以下</td><td style="text-align: right;">500,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ix 301戸以上</td><td style="text-align: right;">590,000円</td></tr> </table> <p>(b) 基準省令第10条第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">i 1 戸</td><td style="text-align: right;">17,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ii 2 戸以上 5 戸以下</td><td style="text-align: right;">33,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">iii 6 戸以上10戸以下</td><td style="text-align: right;">47,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">iv 11戸以上25戸以下</td><td style="text-align: right;">68,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">v 26戸以上50戸以下</td><td style="text-align: right;">102,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">vi 51戸以上100戸以下</td><td style="text-align: right;">155,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">vii 101戸以上200戸以下</td><td style="text-align: right;">221,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">viii 201戸以上300戸以下</td><td style="text-align: right;">285,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ix 301戸以上</td><td style="text-align: right;">325,000円</td></tr> </table> <p>第 2 条第264号ウ(イ) b 中「場合」を「建築物」に改め、同条第266号ウ(ア)中「一戸建ての住宅の」を「場合の」に改め、同号ウ(ア) a 及び b を次のように改める。</p> <p>a 基準省令第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p style="text-align: right;">17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p style="text-align: right;">19,000円</p> <p>b 基準省令第10条第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p style="text-align: right;">17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p style="text-align: right;">19,000円</p> <p>第 2 条第270号ウ(イ) a を次のように改める。</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">i 1 戸</td><td style="text-align: right;">34,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ii 2 戸以上 5 戸以下</td><td style="text-align: right;">69,000円</td></tr> </table>	i 1 戸	34,000円	ii 2 戸以上 5 戸以下	69,000円	iii 6 戸以上10戸以下	97,000円	iv 11戸以上25戸以下	140,000円	v 26戸以上50戸以下	200,000円	vi 51戸以上100戸以下	280,000円	vii 101戸以上200戸以下	380,000円	viii 201戸以上300戸以下	500,000円	ix 301戸以上	590,000円	i 1 戸	17,000円	ii 2 戸以上 5 戸以下	33,000円	iii 6 戸以上10戸以下	47,000円	iv 11戸以上25戸以下	68,000円	v 26戸以上50戸以下	102,000円	vi 51戸以上100戸以下	155,000円	vii 101戸以上200戸以下	221,000円	viii 201戸以上300戸以下	285,000円	ix 301戸以上	325,000円	i 1 戸	34,000円	ii 2 戸以上 5 戸以下	69,000円	<p>8,500円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>9,500円</p> <p>第 2 条第270号ア(イ) a 中「(建築物省エネ法第11条第 1 項に規定する住宅部分のうち住戸の部分という。以下この号及び第274号において同じ。)」を削り、同号ア(イ) b 中「(建築物省エネ法第11条第 1 項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分という。以下この号及び第274号において同じ。)」を削り、同号ア(イ) c 中「(建築物省エネ法第11条第 1 項に規定する非住宅部分という。以下この号及び第274号において同じ。)」を削り、同号イ(イ) b (a) 中「第 4 条第 3 項第 1 号」を「第13条第 3 項第 1 号」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に改め、同号イ(イ) c (a) 中「第 1 条第 1 項第 1 号イ」を「第10条第 1 号ロ(1)」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に改め、同号ウ(ア)中「当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅」を「場合」に改め、同号ウ(ア) a 及び b を次のように改める。</p> <p>a 基準省令第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p style="text-align: right;">34,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p style="text-align: right;">38,000円</p> <p>b 基準省令第10条第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p style="text-align: right;">17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p style="text-align: right;">19,000円</p> <p>第 2 条第270号ウ(イ) a を次のように改める。</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第10条第 2 号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">i 1 戸</td><td style="text-align: right;">34,000円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ii 2 戸以上 5 戸以下</td><td style="text-align: right;">69,000円</td></tr> </table>	i 1 戸	34,000円	ii 2 戸以上 5 戸以下	69,000円
i 1 戸	34,000円																																												
ii 2 戸以上 5 戸以下	69,000円																																												
iii 6 戸以上10戸以下	97,000円																																												
iv 11戸以上25戸以下	140,000円																																												
v 26戸以上50戸以下	200,000円																																												
vi 51戸以上100戸以下	280,000円																																												
vii 101戸以上200戸以下	380,000円																																												
viii 201戸以上300戸以下	500,000円																																												
ix 301戸以上	590,000円																																												
i 1 戸	17,000円																																												
ii 2 戸以上 5 戸以下	33,000円																																												
iii 6 戸以上10戸以下	47,000円																																												
iv 11戸以上25戸以下	68,000円																																												
v 26戸以上50戸以下	102,000円																																												
vi 51戸以上100戸以下	155,000円																																												
vii 101戸以上200戸以下	221,000円																																												
viii 201戸以上300戸以下	285,000円																																												
ix 301戸以上	325,000円																																												
i 1 戸	34,000円																																												
ii 2 戸以上 5 戸以下	69,000円																																												
i 1 戸	34,000円																																												
ii 2 戸以上 5 戸以下	69,000円																																												

iii	6 戸以上10戸以下	97,000円
iv	11戸以上25戸以下	140,000円
v	26戸以上50戸以下	200,000円
vi	51戸以上100戸以下	280,000円
vii	101戸以上200戸以下	380,000円
viii	201戸以上300戸以下	500,000円
ix	301戸以上	590,000円

(b) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

i	1 戸	17,000円
ii	2 戸以上 5 戸以下	33,000円
iii	6 戸以上10戸以下	47,000円
iv	11戸以上25戸以下	68,000円
v	26戸以上50戸以下	102,000円
vi	51戸以上100戸以下	155,000円
vii	101戸以上200戸以下	221,000円
viii	201戸以上300戸以下	285,000円
ix	301戸以上	325,000円

第 2 条第272号ウ(ア) a 中「当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅」を「第270号ウ(ア)に掲げる場合」に、「第270号ウ(ア)」を「同号ウ(ア)」に改め、同号ウ(ア) b 中「当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅」を「第270号ウ(ア)に掲げる場合」に、「第270号ウ(ア)」を「同号ウ(ア)」に改め、同条第274号ウ(ア) a 中「第270号ウ(ア)」を「第270号ウ(ア) a」に、「同号ウ(ア)」を「同号ウ(ア) a」に改め、同号ウ(イ) a(a)中「第270号ウ(イ) a」を「第270号ウ(イ) a(a)」に、「同号ウ(イ) a」を「同号ウ(イ) a(a)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第212号の次に 1 号を加える改正規定、同条第213号の次に 1 号を加える改正規定、同条第216号の次に 1 号を加える改正規定、同条第217号の改正規定及び同条第219号の次に 1 号を加える改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第 7 号

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例

川崎市市税事務所条例（平成23年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表川崎市かわさき市税事務所の項中「川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番 9 号」を「川崎市川崎区

砂子 1 丁目 8 番地 9」に改め、「法人の市民税」の次に「、固定資産税（償却資産に係るものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市立労働会館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第 8 号

川崎市立労働会館条例を廃止する条例

川崎市立労働会館条例（昭和26年川崎市条例第73号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第 9 号

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例

目次中「第 5 条」を「第 6 条」に、「地球温暖化対策に」を「地球温暖化対策等に」に、「地球温暖化対策推進基本計画等（第 6 条・第 7 条）」を「地球温暖化対策等推進基本計画等（第 7 条・第 8 条）」に、「第 8 条～第14条」を「第 9 条～第15条」に、「地球温暖化対策（第15条～第21条）」を「地球温暖化対策等（第 16 条～第22条）」に、「再生可能エネルギー源」を「脱炭素エネルギー源」に、「地球温暖化対策等（第22条・第23条）」を「地球温暖化対策（第23条～第25条）」に、「地球温暖化対策（第24条～第28条）」を「地球温暖化対策等（第26条～第30条）」に、「第29条・第30条」を「第31条・第32条」に、「地球温暖化対策の」を「地球温暖化対策等の」に、「第31条・第32条」を「第33条・第34条」に、「第33条～第37条」を「第35条～第39条」に改める。

第 1 条中「は、地球温暖化対策」の次に「及び気候変動適応に関する施策（以下「地球温暖化対策等」という。）」を加え、「地球温暖化対策等」を「地球温暖化対策、脱炭素エネルギー源の利用による地球温暖化対策」に、「地球温暖化対策を」を「地球温暖化対策

等を」に、「抑制並びに」を「量の削減並びに」に、「(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。))」を「並びに気候変動適応」に、「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第2条第1号中「及び大気」を「、大気及び海水」に改め、同条第2号中「抑制等」を「量の削減並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。))」に改め、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 脱炭素社会 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。

(6) 気候変動適応 気候変動影響(地球温暖化その他の気候の変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。)に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

第2条に次の1号を加える。

(8) 脱炭素エネルギー源 再生可能エネルギー源又は再生可能エネルギー源から製造される水素その他のエネルギー源であってその利用が脱炭素社会の実現に寄与するものをいう。

第37条を第39条とする。

第36条中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同条を第38条とする。

第35条を第37条とする。

第34条第1号中「第9条第1項、第10条第1項」を「第10条第1項、第11条第1項」に、「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第2号中「第9条第2項」を「第10条第2項」に、「第17条第4項又は第18条の」を「第18条第4項又は第19条の規定による」に改め、同条第3号中「第9条第3項」を「第10条第3項」に、「第17条第2項」を「第18条第2項」に、「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に改め、同条を第36条とする。

第33条を第35条とする。

第32条の見出し中「に対する支援」を削り、同条中「地域地球温暖化防止活動推進センター(法第38条第1項の規定に基づき市長が指定する者をいう。))」を「推進センター」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加え、第3章中同条を第34条とする。

地域地球温暖化防止活動推進センター(法第38条第1項の規定に基づき市長が指定する者をいう。以下「推進センター」という。)は、同条第2項に定めるもののほか、気候変動適応に関する普及啓発を

行うこと等により気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るための事業を行う。

第31条の見出し中「に対する支援等」を削り、同条第2項中「抑制等」を「量の削減等及び気候変動適応」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「地球温暖化防止活動推進員(法第37条第1項の規定に基づき市長が委嘱する者をいう。以下「推進員」という。))」を「推進員」に、「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加え、同条を第33条とする。

地球温暖化防止活動推進員(法第37条第1項の規定に基づき市長が委嘱する者をいう。以下「推進員」という。)は、同条第2項に定めるもののほか、気候変動適応に関する知識の普及等気候変動適応の重要性に対する事業者及び市民の理解を深めるための活動を行う。

「第3章 地球温暖化対策の推進のための体制整備」を「第3章 地球温暖化対策等の推進のための体制整備」に改める。

第30条中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、第2章第6節中同条を第32条とする。

第29条中「抑制」を「量の削減」に改め、同条を第31条とする。

第28条中「抑制等」を「量の削減等及び気候変動適応」に改め、第2章第5節中同条を第30条とする。

第27条中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同条を第29条とする。

第26条第1項中「温室効果ガスの排出の量のより少ない」を「排出される温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ない」に、「抑制」を「量の削減のための取組」に改め、同条第2項中「温室効果ガスの排出の量のより少ない」を「排出される温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ない」に、「抑制」を「量の削減」に改め、同条を第28条とする。

第25条中「排出の抑制」を「排出の量の削減」に改め、同条を第27条とする。

第24条を第26条とする。

「第5節 日常生活等における地球温暖化対策」を「第5節 日常生活等における地球温暖化対策等」に改める。

第2章第4節中第23条を第25条とする。

第22条(見出しを含む。)中「再生可能エネルギー源」を「脱炭素エネルギー源」に改め、同条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(事業者及び市民に対する支援)

第24条 市は、建築物(規則で定めるものを除く。)又はその敷地(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に規定する敷地をいう。)への

太陽光発電設備(太陽光を電気に変換する設備をいう。)の設置を促進するため、事業者及び市民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

「第4節 再生可能エネルギー源の利用による地球温暖化対策等」を「第4節 脱炭素エネルギー源の利用による地球温暖化対策」に改める。

第21条中「抑制等」を「量の削減等及び緑化その他の気候変動適応」に改め、第2章第3節中同条を第22条とする。

第20条中「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に、「開発事業地球温暖化対策指針」を「開発事業地球温暖化対策等指針」に改め、同条を第21条とする。

第19条の見出しを「(開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表)」に改め、同条中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に改め、同条を第19条とする。

第17条の見出しを「(開発事業地球温暖化対策等計画書)」に改め、同条第1項中「開発事業地球温暖化対策指針」を「開発事業地球温暖化対策等指針」に、「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に改め、同項第2号及び第3号中「開発事業」を「特定開発事業」に改め、同項第4号中「抑制等」を「量の削減等及び気候変動適応」に改め、同項第5号中「再生可能エネルギー源」を「脱炭素エネルギー源」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に改め、同条を第18条とする。

第16条の見出しを「(開発事業地球温暖化対策等指針)」に改め、同条第1項中「抑制等」を「量の削減等及び気候変動適応」に、「及び」を「並びに」に、「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に、「開発事業地球温暖化対策指針」を「開発事業地球温暖化対策等指針」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第9条第2項」に、「開発事業地球温暖化対策指針」を「開発事業地球温暖化対策等指針」に改め、同条を第17条とする。

第15条の見出し中「抑制等」を「量の削減等及び気候変動適応」に改め、同条第1項中「抑制等」を「量の削減等及び緑化その他の気候変動適応」に、「再生可能エネルギー源」を「脱炭素エネルギー源」に改め、同条第2項中「抑制等」を「量の削減等及び気候変動適応」に改め、同条を第16条とする。

「第3節 開発事業等に係る地球温暖化対策」を「第3節 開発事業等に係る地球温暖化対策等」に改める。

第14条中「抑制」を「量の削減」に改め、第2章第2節中同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条第1項第5号中「抑制」を「量の削減」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「抑制」を「量の削減」に、「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出しを「(地球温暖化対策等推進実施計画)」に改め、同条第1項中「地球温暖化対策推進基本計画」を「地球温暖化対策等推進基本計画」に、「地球温暖化対策の推進」を「地球温暖化対策等の推進」に、「地球温暖化対策推進実施計画」を「地球温暖化対策等推進実施計画」に改め、同条第2項中「地球温暖化対策推進実施計画」を「地球温暖化対策等推進実施計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、第2章第1節中同条を第8条とする。

2 地球温暖化対策等推進実施計画には、法第21条第5項各号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

第6条の見出しを「(地球温暖化対策等推進基本計画)」に改め、同条第1項中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に、「地球温暖化対策推進基本計画」を「地球温暖化対策等推進基本計画」に改め、同条第2項中「地球温暖化対策推進基本計画」を「地球温暖化対策等推進基本計画」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に、「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 気候変動適応を推進するために必要な施策の基本的方向に係る事項

第6条第3項中「抑制」を「量の削減」に、「地球温暖化対策推進基本計画」を「地球温暖化対策等推進基本計画」に改め、同条第4項及び第5項中「地球温暖化対策推進基本計画」を「地球温暖化対策等推進基本計画」に改め、同条第6項中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に、「地球温暖化対策推進基本計画」を「地球温暖化対策等推進基本計画」に改め、同条第7項及び第8項中「地球温暖化対策推進基本計画」を「地球温暖化対策等推進基本計画」に改め、同条を第7条とする。

第2章の章名及び同章第1節の節名を次のように改める。

第2章 地球温暖化対策等に関する施策等

第1節 地球温暖化対策等推進基本計画等

第5条の見出し中「地球温暖化対策」を「地球温暖

化対策等」に改め、同条中「協働」を「密接な連携の下に協働」に、「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、第 1 章中同条を第 6 条とする。

第 4 条中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同条第 3 項中「並びに吸収作用の保全及び強化」を「等及び気候変動適応」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(基本理念)

第 3 条 地球温暖化対策等の推進は、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、2050 年までの脱炭素社会の実現を旨として、行われなければならない。

第 2 条 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第 15 条」を「第 16 条」に、「第 16 条～第 22 条」を「第 17 条～第 23 条」に、「第 23 条～第 25 条」を「第 24 条～第 29 条」に、「第 26 条～第 30 条」を「第 30 条～第 34 条」に、「第 31 条・第 32 条」を「第 35 条・第 36 条」に、「第 33 条・第 34 条」を「第 37 条・第 38 条」に、「第 35 条～第 39 条」を「第 39 条～第 43 条」に改める。

第 9 条の見出しを「(事業活動脱炭素化取組指針)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

市長は、事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等の推進並びに次条第 1 項に規定する事業活動脱炭素化取組計画書、同条第 3 項に規定する中小規模事業者用脱炭素化取組計画書並びに第 12 条に規定する事業活動脱炭素化取組結果報告書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の作成及び評価のために必要な事項についての指針（以下「事業活動脱炭素化取組指針」という。）を定めるものとする。

第 9 条第 2 項及び第 3 項中「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に改める。

第 10 条の見出しを「(事業活動脱炭素化取組計画書)」に改め、同条第 1 項中「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に、「事業活動地球温暖化対策計画書」を「事業活動脱炭素化取組計画書」に改め、同項第 2 号中「排出の量」の次に「及び当該量の削減に係る事項」を加え、同項第 3 号から第 6 号までを次のように改める。

- (3) エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項
- (4) 再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項
- (5) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項

(6) 温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項

第 10 条第 2 項中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「事業活動脱炭素化取組計画書」に改め、同条第 3 項中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「事業活動脱炭素化取組計画書に準ずる計画書（以下「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」という。）」に改め、同条第 4 項中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」に改め、「場合において」の次に「、第 1 項中「次に掲げる事項」とあるのは「次の第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 7 号に掲げる事項」とを、「第 2 項中」の次に「「事業活動脱炭素化取組計画書」とあるのは「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」と、」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第 5 項中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」に改める。

第 11 条の見出しを「(事業活動脱炭素化取組結果報告書)」に改め、同条第 1 項中「前条第 3 項の規定により事業活動地球温暖化対策計画書」を「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」に、「当該事業活動地球温暖化対策計画書」を「当該事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書（以下この項、第 14 条第 1 項及び第 15 条において「計画書」という。）を」に、「当該事業活動地球温暖化対策計画書に係る」を「計画書に係る」に改め、「規定する年度」の次に「。第 13 条第 2 項及び第 3 項において「最終提出年度」という。」を加え、「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に、「当該事業活動温暖化対策計画書」を「当該年度の前年度分までの、計画書」に、「排出の状況、目標を達成するための措置の実施状況」を「排出の量の削減の状況」に改め、「(以下「事業活動地球温暖化対策結果報告書」という。）」を削る。

第 12 条の見出し中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「事業活動脱炭素化取組計画書」に改め、同条中「事業活動地球温暖化対策計画書及び事業活動地球温暖化対策結果報告書」を「事業活動脱炭素化取組計画書、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書、計画書提出特定事業者が前条第 1 項の規定により作成した報告書（以下「事業活動脱炭素化取組結果報告書」という。）及び中小規模事業者が同項の規定により作成した報告書（以下「中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書」という。）」に改める。

第 39 条を第 43 条とし、第 38 条を第 42 条とし、第 37 条を第 41 条とする。

第 36 条第 1 号中「第 18 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同条第 2 号中「第 18 条第 4 項」を「第 19 条第

4項」に、「第19条」を「第20条」に改め、同条第3号中「第10条第3項の規定に係る事業活動地球温暖化対策計画書」を「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」に、「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同条第4号中「忌避した者」の次に「(同項に規定する建築士を除く。)」を加え、同条を第40条とする。

第35条第1項中「及び」を「、」に改め、「計画書提出開発事業者」の次に「及び第25条第1項の設計を行う建築士」を加え、同条を第39条とする。

第3章中第34条を第38条とし、第33条を第37条とする。

第2章第6節中第32条を第36条とし、第31条を第35条とする。

第2章第5節中第30条を第34条とし、第26条から第29条までを4条ずつ繰り下げる。

第2章第4節中第25条を第29条とする。

第24条中「(規則で定めるものを除く。）」、「(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に規定する敷地をいう。）」及び「(太陽光を電気に変換する設備をいう。)」を削り、同条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第28条 この節(第24条及び次条を除く。)の規定は、規則で定める建築物については、適用しない。

第23条を第24条とし、同条の次に次の2条を加える。
(建築士による太陽光発電設備に係る説明)

第25条 建築士は、規則で定める建築物の新築等に係る設計を行うときは、規則で定める場合を除き、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物及びその敷地(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。)に設置することができる太陽光発電設備(太陽光を電気に変換する設備をいう。以下同じ。)について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 建築士は、前項の建築主の承諾を得て、同項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を提供することができる。この場合において、当該建築士は、同項の規定による書面の交付を行ったものとみなす。

3 第1項の規定による説明をした建築士は、同項の規定により交付した書面の写し又は前項の規定により提供した電磁的記録を規則で定める期間、保存しなければならない。

(建築士に対する支援)

第26条 市長は、建築物又はその敷地への太陽光発電設備の設置を促進するため、前条第1項の設計を行う建築士に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

第2章第3節中第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条中「第18条第1項」を「第19条第1項」とし、同条を第21条とする。

第19条を第20条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条中「に対し、」の次に「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の提出を促進するために必要な」を加え、「必要な」を削り、第2章第2節中同条を第16条とする。

第14条中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「計画書」に、「地球温暖化対策の」を「温室効果ガスの排出の量の削減等の」に改め、同条を第15条とする。

第13条の見出しを「(計画書提出事業者に対する支援)」に改め、同条中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「計画書」に、「地球温暖化対策」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第14条とする。

2 市長は、計画書提出事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等を推進するため、計画書提出事業者に対し、前条第1項から第3項までの規定による評価の結果に応じた情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(事業活動脱炭素化取組計画書等の評価及びその公表)

第13条 市長は、第10条第1項の規定により提出された事業活動脱炭素化取組計画書又は同条第3項の規定により提出された中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に記載された同条第1項第2号から第6号までに掲げる事項(同条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項第2号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出(軽微な変更に係るものを除く。))がされたときは、その変更後のもの)について、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うものとする。

2 市長は、第11条第1項の規定により提出された事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書(最終提出年度に提出すべきものを除く。)の内容について、規則で定めるところにより計画書提出事業者から評価を求められたときは、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うものとする。

- 3 市長は、第11条第1項の規定により提出された事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書（最終提出年度に提出すべきものに限る。）の内容について、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うものとする。
- 4 市長は、前3項の規定による評価を行ったときは、規則で定めるところにより、当該評価に係る計画書提出事業者に対し、当該評価の結果を通知するものとする。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による評価を行ったときは、規則で定める場合を除き、規則で定める期間、インターネットの利用その他適切な方法により、当該評価に係る計画書提出事業者の氏名又は名称、当該評価の結果その他の規則で定める事項を公表するものとする。
- 6 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第1項から第3項までの規定による評価を受けた計画書提出事業者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

第3条 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第31条」に、「第30条～第34条」を「第32条～第36条」に、「第35条・第36条」を「第37条・第38条」に、「第37条・第38条」を「第39条・第40条」に、「第39条～第43条」を「第41条～第45条」に改める。

第43条を第45条とし、第42条を第44条とし、第41条を第43条とする。

第40条第1号中「又は第19条第1項」を「、第19条第1項、第25条第4項又は第26条第4項」に改め、同条第2号中「又は第20条」を「、第20条又は第25条第5項から第7項まで」に改め、同条第3号中「又は」を「、」に改め、「含む。」の次に「又は第26条第5項の規定に係る中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」を加え、同条第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加え、同条を第42条とする。

- (4) 第25条第4項の規定による特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の提出があった場合において、その特定建築物太陽光発電設備等設置計画書に記載された特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等が同条第1項の基準に適合しないと認めるときにおける、その提出をした者
- (5) 第26条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の提出があった場合において、その中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書に記載された中小規模特定建築物等に設置する太陽光発電設備の出力の量が同条第1項に

規定する出力の量に達しないと認めるときにおける、その提出をした者

第39条第1項中「及び第25条第1項」を「、計画書提出特定建築主、第26条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出した者及び第27条第1項」に改め、同条を第41条とする。

第3章中第38条を第40条とし、第37条を第39条とする。

第2章第6節中第36条を第38条とし、第35条を第37条とする。

第2章第5節中第34条を第36条とし、第30条から第33条までを2条ずつ繰り下げる。

第2章第4節中第29条を第31条とし、第28条を第30条とし、第27条を第29条とする。

第26条の見出し中「建築士」を「特定建築主等」に改め、同条中「ため、」の次に「特定建築主、特定建築事業者、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出しようとする建築事業者（特定建築事業者を除く。）及び」を、「支援」の次に「（特定建築主に対するものにあつては、太陽光発電設備等（太陽光発電設備を除く。）の設置を促進するためのものを含む。）」を加え、同条を第28条とする。

第25条第1項中「（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。）及び「（太陽光を電気に変換する設備をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第27条とする。

第24条の次に次の2条を加える。

（特定建築物への太陽光発電設備等の設置）

第25条 床面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が2,000平方メートル以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定める場合を除き、当該特定建築物又はその敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。）に、太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）その他の再生可能エネルギー源を利用するための設備（以下「太陽光発電設備等」という。）であつて規則で定める基準に適合するものを設置しなければならない。

2 特定建築主は、太陽光発電設備等の設置に代えて、当該特定建築物及びその敷地における脱炭素エネルギー源の利用に係る措置として規則で定める措置を講ずることができる。この場合において、当該特定建築主は、当該特定建築物又はその敷地に、規則で定める出力の量の太陽光発電設備等を設置したもの

- とみなし、前項及び第 4 項の規定を適用する。
- 3 第 1 項の規則で定める基準並びに前項の規則で定める措置及び出力の量は、市長が科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。
- 4 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「特定建築物太陽光発電設備等設置計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等の種類
- (5) 特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等により利用することが可能な再生可能エネルギーの量
- (6) 第 2 項の措置を講じる場合にあっては、当該措置に関し規則で定める事項
- (7) その他規則で定める事項
- 5 前項の規定により特定建築物太陽光発電設備等設置計画書を提出した特定建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間、同項第 1 号、第 2 号又は第 7 号に掲げる事項について変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 6 計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間、第 4 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項について変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 7 計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了したとき、又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 8 市長は、第 4 項の規定による提出又は前 3 項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出特定建築主の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。（中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置）
- 第 26 条 特定建築事業者（建築事業者（建築物を新たに建設する工事を業として請け負う者又は建築物を

- 新築し、これを分譲し、若しくは賃貸することを業として行う者をいう。以下同じ。）であって、1 年間に市内において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物（床面積の合計が 2,000 平方メートル未満の建築物をいい、建築事業者が自ら当該工事を行うものに限る。以下同じ。）の床面積の合計が規則で定める値以上であるものをいう。以下同じ。）は、当該中小規模特定建築物又はその敷地に、出力の合計が規則で定める量以上の太陽光発電設備を設置しなければならない。
- 2 特定建築事業者は、太陽光発電設備の設置に代えて、脱炭素エネルギー源の利用を促進するための措置として規則で定める措置を講ずることができる。この場合において、当該特定建築事業者は、当該中小規模特定建築物又はその敷地に、規則で定める出力の量の太陽光発電設備を設置したものとみなし、前項及び第 4 項の規定を適用する。
- 3 第 1 項に規定する出力の量並びに前項に規定する規則で定める措置及び出力の量は、市長が科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。
- 4 特定建築事業者は、市内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物及びその敷地（以下「中小規模特定建築物等」という。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 市内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の床面積の合計
- (3) 第 1 項に規定する出力の量に対する中小規模特定建築物等に設置する太陽光発電設備の出力の量の状況
- (4) 第 2 項の措置を講じる場合にあっては、当該措置に関し規則で定める事項
- (5) その他規則で定める事項
- 5 建築事業者（特定建築事業者を除く。）は、規則で定めるところにより、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を作成し、市長に提出することができる。
- 6 第 4 項の規定は、前項の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出する場合について、準用する。
- 7 市長は、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置

報告書が提出されたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出に係る特定建築事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 31 条の改正規定（同条を第 33 条とする部分を除く。）及び第 32 条の改正規定（同条を第 34 条とする部分を除く。） 令和 5 年 4 月 1 日

(2) 第 2 条並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定 令和 6 年 4 月 1 日

(3) 第 3 条及び附則第 4 項の規定 令和 7 年 4 月 1 日
(経過措置)

2 前項第 2 号に掲げる規定の施行の日前に計画の期間を開始した第 2 条の規定による改正前の条例(以下「旧条例」という。)第 10 条第 1 項に規定する事業活動地球温暖化対策計画書を提出した事業者に係る第 2 条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。)第 10 条から第 15 条までの規定の適用については、当該計画書に係る計画の期間が終了する日若しくは事業を廃止した日又は旧条例第 10 条第 3 項の規定により当該計画書を提出した中小規模事業者が同条第 1 項の特定事業者該当することとなった日の属する年度までの間、なお従前の例による。

3 新条例第 25 条の規定は、建築士が附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に建築士が委託を受けた設計について適用する。

4 第 3 条の規定による改正後の条例第 25 条及び第 26 条の規定は、附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日前に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知が行われた建築物については、適用しない。

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正)

5 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成 11 年川崎市条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 99 条の 2 第 5 項中「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に、「第 10 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改める。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をこ

こに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 10 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部改正)

第 1 条 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例(昭和 46 年川崎市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 37 条第 2 項第 1 号、第 47 条第 2 項各号及び第 4 項、第 66 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定並びに第 76 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 85 条第 2 項第 1 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第 2 号中「第 24 条の 26 第 2 項」の次に「に規定する内閣総理大臣」を加え、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第 3 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 96 条第 2 項第 1 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第 2 号中「第 24 条の 26 第 2 項」の次に「に規定する内閣総理大臣」を加え、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 134 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定、第 153 条第 2 項第 1 号及び第 163 条第 2 項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(川崎市身体障害者福祉会館条例の一部改正)

第 2 条 川崎市身体障害者福祉会館条例(昭和 57 年川崎市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(川崎市障害者就労支援施設条例の一部改正)

第 3 条 川崎市障害者就労支援施設条例(昭和 36 年川崎市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項各号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(川崎市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第 4 条 川崎市子ども・子育て会議条例(平成 25 年川崎市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 77 条第 3 項」を「第 72 条第 3 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 77 条第 1 項各号」を「第 72 条第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第11号

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する
条例

川崎市旅館業法施行条例(平成15年川崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第12号

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例(平成5年川崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市養護老人ホーム条例

第1条中「特別養護老人ホーム及び」を削る。

第2条第1項中「特別養護老人ホーム及び」及び「(以下「老人ホーム」という。)」を削る。

第2条第2項の表以外の部分中「老人ホーム」を「養護老人ホーム」に改め、同項の表を次のように改める。

名 称	位 置
川崎市恵楽園	川崎市高津区下作延2丁目26番1号

第3条第1項を削り、同条第2項第1号中「介護保険法」の次に「(平成9年法律第123号)」を加え、同項を同条とする。

第4条から第6条までの規定中「老人ホーム」を「養護老人ホーム」に改める。

第7条第1項を削り、同条第2項中「、居宅介護支援又は介護予防通所介護を受けた」を「若しくは居宅介護支援を受けた者又は第1号通所事業を利用した」に、「利用料金」を「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項第1号中「第41条第4項各号、第42条の2第2項第1号、第46条第2項、第48条第2項、第53条第2項各号及び第54条の2第2項第1号」を「第41条第4項第1号及び第46条第2項」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同

号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(市長が当該算定した額を勘案して別に定める場合にあつては、その額)

第7条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第8条及び第9条中「老人ホーム」を「養護老人ホーム」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第13号

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する
条例

川崎市小児医療費助成条例(平成7年川崎市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2項から第5項までを削り、第6項を第2項とし、第7項を第3項とする。

第4条を削る。

第5条中「乳幼児等に係る医療費」を「医療費」に改め、同条ただし書を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項中「(小児(乳幼児等を除く。))については、入院に係るものに限る。)」を削り、同条第2項中「満12歳」を「満15歳」に改め、「までの者」の次に「その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるもの」を加え、「基準日から」を「9月1日(以下「基準日」という。)から」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「乳幼児等(その保護者が第4条第1項の規定に該当する場合を除く。以下この条及び第9条において同じ。))に係る医療費」を「医療費」に改め、同条第3項を削り、同条を第6条とする。

第8条第1項及び第2項中「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「乳幼児等に係る対象者」を「対象者」に、「第5条」を「第4条」に改め、同条第2項中「乳幼児等に係る対象者」を「対象者」に改め、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第14号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「第15条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第15号

川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例（昭和63年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「施行地区」の次に「及び工区」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の施行地区を 2 工区に分け、各工区の名称及び各工区に含まれる地域は、次のとおりとする。

工区の名称	工区に含まれる地域
第 1 工区	川崎市多摩区登戸字丁耕地、同字戊耕地、同字己耕地、同字辛耕地、同字丙耕地及び同字庚耕地の各一部
第 2 工区	川崎市多摩区登戸字辛耕地の一部

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第16号

川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準

に関する条例の一部を改正する条例

川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「及び任期付研究員業績手当」を「、任期付研究員業績手当及び寒冷地手当」に改める。

第11条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（寒冷地手当）

第11条の 4 寒冷地手当は、寒冷地に在勤する職員に支給する。

第14条の 5 中「及び第 4 条の 3」を「、第 4 条の 3 及び第11条の 4」に改める。

第14条の 6 中「及び第 4 条の 5」を「、第 4 条の 5 及び第11条の 4」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第17号

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市病院局企業職員定数条例（平成16年川崎市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,493人」を「1,530人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第18号

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（平成26年川崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第14条」に、「第13条～第16条」を「第15条～第18条」に、「第17条」を「第19条」に改める。

第10条第 2 号中「重大事態」の次に「(以下「重大事態」という。）」を加える。

第17条を第19条とする。

第 4 章中第16条を第18条とし、第13条から第15条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第12条中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、「副委員長」

と」の次に「、第7条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び議事に関係のある臨時委員」とを加え、同条に次の1項を加える。

2 第7条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び議事に関係のある臨時委員」と読み替えるものとする。

第3章中第12条を第14条とする。

第11条に次の2項を加える。

3 教育委員会は、専門・調査委員会に重大事態に係る事実関係を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

第11条の次に次の2条を加える。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る重大事態に係る事実関係に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第13条 専門・調査委員会は、第10条第2号に掲げる事務を行わせるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が専門・調査委員会に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 専門・調査委員会は、部会の決議をもって専門・調査委員会の決議とすることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第19号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する
条例

川崎市国民健康保険条例(昭和33年川崎市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

第32条の3第3項中「(当該特例対象被保険者等に係るものに限る。)」を「その他の特例対象被保険者等であることの実事を証明する書類」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後における出産に係る出産育児一時金から適用する。

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第20号

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の

基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例(平成26年川崎市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「並びに」を「、」に改め、「第23条第1項」の次に「並びに第23条の3第2項」を加える。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第23条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第23条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画につ

いて周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第23条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第23条の3第2項の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備え、これを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第21号

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第22号

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第11条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第17条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第17条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、

職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第17条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第17条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第23号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。第7条に次の1項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第57条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第60条中「、第47条」を削る。

第64条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第82条の9及び第90条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第47条の改正規定及び第60条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第41条の2（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第41条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 新条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事

業者、新条例第56条の2に規定する指定生活介護事業者、新条例第56条の3に規定する指定通所介護事業者等、新条例第56条の4に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者等若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、新条例第57条第1項に規定する基準該当児童発達支援事業者、新条例第64条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業者、新条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者、新条例第79条の2に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う者又は新条例第80条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者（以下これらの者を「事業者」という。）は、新条例第41条の3第2項（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に新条例第41条の3第2項に規定するブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、これを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第24号

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第38条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第38条の2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策

定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第38条の3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第38条の2(新条例第59条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第38条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第25号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準

に関する条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第2条 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事させる職員については、適用しない。ただし、保

育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第12条を次のように改める。

第12条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第13条第3項及び第21条の2において「障害児入所施設等」という。))を除く。以下この条、第13条第2項及び第21条第1項において同じ。)の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条の前に見出しとして「(業務継続計画の策定等)」を付する。

第12条の2の見出しを削り、同条第1項中「障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第21条の2において「障害児入所施設等」という。))」を「障害児入所施設等」に改め、「計画(以下)の次に「この条において」を加える。

第13条第2項中「児童福祉施設(障害児入所施設等を除く。第21条第1項において同じ。))」を「児童福祉施設」に、「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第21条の2の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第21条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を

定期的に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第21条の4 児童福祉施設の設置者は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を実行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。第79条に次の1項を加える。

10 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例(平成26年川崎市条例第35号)第2条に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。第84条第2項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。第84条に次の1項を加える。

2 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第6項中「4人以上の乳児を入所させる保育所に係る第47条第2項」を「第47条第2項」に改め、「准看護師」の次に「(以下この項において「看護師等」

という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、4人未満の乳児を入所させる保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。)第21条の3(保育所に係るものを除く。)の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 新条例第21条の4第2項の規定にかかわらず、保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備え、これを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターの設置者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第26号

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「から第12条まで」を「、第11条」に改め、同項の表第12条の項を削り、同表第50条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規

定する園長」に改める。

第 2 条 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「、第 11 条」を「から第 12 条まで」に改め、同項の表第 11 条の項の次に次のように加える。

第 12 条第 1 項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第 14 条第 1 項の表第 20 条第 1 項の項中「教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援」を「教育及び保育並びに子育ての支援」に改め、同条第 2 項中「同条中」を「同条第 1 項中」に改め、「社会福祉施設等」と、の次に「同条第 2 項中」を加え、「便所」との次に「、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねさせる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねさせる場合であって」と」を加える。

附則第 11 項中「前 2 項」を「附則第 9 項から第 11 項まで」に、「又は」を「、」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに」を「、」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第 13 項とし、附則第 10 項の次に次の 2 項を加える。

11 第 6 条第 3 項の表備考第 1 項に規定する者については、当分の間、1 人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、4 人未満の満 1 歳未満の園児を入園させる幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第 6 条第 3 項の表備考第 1 項に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 27 号

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年川崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 10 号ケを同号サとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認できると認められること。

コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いてケの規定による所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うことができると認められること。

附則第 7 項の表附則第 6 項の項の次に次のように加える。

附則第 7 項	第 3 条第 5 号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	看護師等
---------	---	------

附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 第 3 条第 5 号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、1 人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、4 人未満の満 1 歳未満の子どもを入園させる認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 3 条第 10 号コに規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号コに規定するブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止

する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときにおける同号コの規定による所在の確認は、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて行う子どもの所在の確認をもって代えることができる。

規 則

川崎市立労働会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第9号

川崎市立労働会館条例施行規則を廃止する規則

川崎市立労働会館条例施行規則（昭和26年川崎市規則第29号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第10号

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成21年川崎市規則第90号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則

第1条中「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に改める。

第3条中「第2条第5号」を「第2条第7号」に改める。

第4条及び第5条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第6条中「第9条第1項第7号」を「第10条第1項第7号」に改める。

第7条中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改める。

第8条中「第9条第3項」を「第10条第3項」に改める。

第9条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「第9条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条第3項中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同項第1号中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改める。

第10条中「第11条」を「第12条」に改め、同条第1号ア及び同条第2号ア中「第9条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改める。

第11条中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。

第12条の見出しを「(開発事業地球温暖化対策等計画書の提出)」に改め、同条第1項中「第17条第1項」を「第18条第1項」に、「開発事業地球温暖化対策指針」を「開発事業地球温暖化対策等指針」に、「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に改め、同条第2項中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。

第13条の見出しを「(開発事業地球温暖化対策等計画書の記載事項)」に改め、同条中「第17条第1項第6号」を「第18条第1項第6号」に改め、同条第1号中「開発事業」を「特定開発事業」に改める。

第14条の見出しを「(開発事業地球温暖化対策等計画書の変更等の届出)」に改め、同条第1項中「第17条第4項」を「第18条第4項」に、「開発事業地球温暖化対策指針」を「開発事業地球温暖化対策等指針」に、「開発事業地球温暖化対策計画書変更届出書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書」に改め、同条第2項中「第17条第4項」を「第18条第4項」に改める。

第15条の見出し中「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に改め、同条中「第17条第2項」を「第18条第2項」に、「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に改める。

第16条中「第18条」を「第19条」に、「開発事業地球温暖化対策指針」を「開発事業地球温暖化対策等指針」に改める。

第17条中「第18条」を「第19条」に改める。

第18条の見出しを「(開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表)」に改め、同条中「第19条」を「第20条」に改め、同条第1号中「第17条第1項第1号」を「第18条第1項第1号」に改める。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条中「第35条第1項」を「第37条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第20条中「第33条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条を第21条とする。

第19条中「第23条」を「第25条」に改め、同条を第20

条とする。

第18条の次に次の1条を加える。

(支援の対象とならない建築物)

第19条 条例第24条の規則で定める建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第18条第3号に該当する建築物とする。

第1号様式(第1面)中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第9条第1項」を「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条第1項」に改め、同様式(第2面)中「排出の抑制等」を「排出の量の削減等」に改め、同様式(第2面)備考第5項を削る。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に、

「
氏 名 印
」

を

「
氏 名
」

に、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第9条第2項」を「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条第2項」に改め、同様式備考第5項を削る。

第3号様式(第1面)中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第10条第1項」を「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第11条第1項」に改め、同様式(第2面)中「排出の抑制等」を「排出の量の削減等」に改め、同様式(第2面)備考第5項を削る。

第4号様式(第1面)中「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に、「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第17条第1項」を「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第18条第1項」に改め、同様式(第2面)中

「
温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置の内容
再生可能エネルギー源の利用に係る検討結果
」

を

「
温室効果ガスの量の削減等及び気候変動適応を図るため実施しようとする措置の内容
」

「
脱炭素エネルギー源の利用に係る検討結果
」

に改め、同様式(第2面)備考第3項中「開発事業地球温暖化対策指針」を「開発事業地球温暖化対策等指針」に改め、同様式(第2面)備考中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第5号様式中「開発事業地球温暖化対策計画書変更届出書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書」に、「あて先」を「宛先」に、

「
氏 名 印
」

を

「
氏 名
」

に、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第17条第4項」を「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第18条第4項」に改め、同様式備考第3項中「開発事業地球温暖化対策指針」を「開発事業地球温暖化対策等指針」に改め、同様式備考中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第6号様式中「あて先」を「宛先」に、

「
氏 名 印
」

を

「
氏 名
」

に、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第18条」を「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第19条」に改め、同様式備考第1項中「開発事業地球温暖化対策指針」を「開発事業地球温暖化対策等指針」に改め、同様式備考中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第7号様式中「あて先」を「宛先」に、

「
氏 名 印
」

を

「
氏 名
」

」
に、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第18条」
を「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第19条」
に、

「
1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 氏名（法人にあってはその代表者）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。」

を
「
※印の欄は、記入しないでください。」

に改める。
第 8 号様式（表）中「川崎市地球温暖化対策の推進に
関する条例第33条第 1 項」を「川崎市地球温暖化対策等
の推進に関する条例第35条第 1 項」に改め、同様式（裏）
中「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を「川
崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に、「第33条」
を「第35条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存
するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正し
た上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規
則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第11号

川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等
に関する規則の一部を改正する規則

川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規
則（昭和38年川崎市規則第59号）の一部を次のように改
正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

消防団長その他の職にある消防団員の階級は、次の
各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定めるもの
とする。

- (1) 消防団長 団長
- (2) 副団長 副団長
- (3) 本団部長及び分団長 分団長
- (4) 副分団長 副分団長
- (5) 部長 部長
- (6) 班長 班長
- (7) 団員及び川崎市消防団の設置及び定員等に関する

条例（昭和38年川崎市条例第31号）第 4 条第 2 項第
2 号に規定する機能別団員（以下「機能別団員」と
いう。） 団員

第 5 条第 2 項を削る。

第 8 条第 1 項中「部長」を「本団部長」に改め、同条
第 2 項中「前項の部長」を「本団部長」に、「部務」を
「部務」に改める。

第12条を第16条とし、第 9 条から第11条までを 4 条ず
つ繰り下げ、第 8 条の次に次の 4 条を加える。

（分団長）

第 9 条 分団に分団長 1 人を置く。

2 分団長は、上司の命を受け、分団の事務を統轄し、
所属の消防団員を指揮監督する。

（副分団長）

第10条 分団に副分団長 2 人を置く。

2 副分団長は、分団長を助け、分団の事務を整理する。
（部長等）

第11条 分団に部長、班長及び団員を置く。

2 部長、班長及び団員は、上司の命を受け、その職務
に従事する。

（機能別団員）

第12条 団本部に機能別団員を置く。

2 機能別団員は、上司の命を受け、その職務に従事す
る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則
の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第12号

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条
例施行規則の一部を改正する規則

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則
（平成21年川崎市規則第90号）の一部を次のように改正
する。

第 3 条中「エネルギー供給事業者による非化石エネル
ギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促
進に関する法律施行令」を「エネルギー供給事業者によ
るエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料
の有効な利用の促進に関する法律施行令」に改める。

第 4 条第 1 号中「原油換算エネルギー使用量（）」の次
に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエ
ネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正
する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
（令和 5 年政令第68号）による改正前の」を加え、同条
第 2 号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」

を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第18条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第13号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行については、法、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。)その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

(保有個人情報等管理責任者)

第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任者は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)第1条に規定する課及びセンターの長(課を置かない部及び室にあっては、担当課長とする。)
- (2) 市民オンブズマン事務局の担当課長
- (3) 市税事務所、中央卸売市場、区役所、看護大学、看護短期大学及び会計室の課の長(区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)及び区役所地区健康福祉ステーション(課を除く。)にあっては担当課長とし、区役所支所区民センター、区役所出張所及び市税事務所分室にあってはこれらの長とする。)
- (4) 川崎市事業所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第39号)別表第1に規定する第1類の事業所の課の長(課を置かない事業所で、副所長を置くものにおいて当該副所長とし、副所長を置かないものにおいて担当課長とする。)
- (5) 川崎市事業所事務分掌規則別表第1に規定する第2類の事業所及び児童相談所の長(岡本太郎美術館

にあっては副館長とし、こども家庭センターにあってはこども家庭センターの課の長とする。)

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者(漏えい等の報告等)

第4条 実施機関は、法第68条第1項に規定する個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、速やかに、当該事態に関する個人情報保護委員会規則第44条第1項各号に掲げる事項(報告をしようとする時点において把握しているものに限る。)を市長に報告しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による報告を行った場合において、当該事態を知った日から20日以内(当該事態が個人情報保護委員会規則第43条第3号に該当する場合にあっては、50日以内)に、当該事態に関する個人情報保護委員会規則第44条第1項各号に掲げる事項を市長に報告しなければならない。ただし、当該事項の内容が前項の規定による報告の内容に比して変更がない場合は、この限りでない。

3 前2項の規定による報告は、保有個人情報漏えい等報告書(第1号様式)により行うものとする。

4 法第68条第2項の規定による通知は、実施機関が行うものとする。

(利用及び提供に係る届出等)

第5条 条例第4条第1項の規定による届出は、保有個人情報目的外利用等届出書(第2号様式)により行うものとする。

2 条例第4条第2項の規定による公表は、告示により行うものとする。

(個人情報ファイルの届出)

第6条 条例第5条第1項前段の規定による届出は、個人情報ファイル届出書(第3号様式)により行うものとする。

2 条例第5条第1項後段の規定による届出は、個人情報ファイル(変更)届出書(第4号様式)により行うものとする。

3 条例第5条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 記録情報を収集する法令の根拠
- (2) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (3) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、政令第21条第7項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- (4) 個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数
- (5) 法第74条第2項第1号から第3号まで、第8号又は第10号のいずれかに該当する個人情報ファイルであるときは、その旨

(6) 法第60条第3項各号のいずれにも該当する個人情報ファイルであると認めるときは、法第110条各号に掲げる事項

(7) 行政機関等匿名加工情報を作成したときは、法第117条各号に掲げる事項

(8) その他市長が必要と認める事項

4 条例第5条第2項の規定による届出は、個人情報ファイル(保有終了・法第74条第2項第9号該当)届出書(第5号様式)により行うものとする。

(保有個人情報業務開始の届出等)

第7条 条例第6条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる保有個人情報とする。

(1) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するためのもの

(2) 1年以内に消去することとなる保有個人情報のみを記録するもの

(3) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する保有個人情報であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

2 条例第6条第1項前段の規定による届出は、保有個人情報業務届出書(第6号様式)により行うものとする。

3 条例第6条第1項後段の規定による届出は、保有個人情報業務(変更)届出書(第7号様式)により行うものとする。

4 条例第6条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務を担当する組織の名称

(2) 個人情報を収集する法令の根拠

(3) 業務の開始の予定年月日

(4) 個人情報の収集方法

(5) 保有個人情報の記録媒体

(6) その他市長が必要と認める事項

5 条例第6条第2項の規定による届出は、保有個人情報業務(業務廃止・法第74条第2項第9号非該当)届出書(第8号様式)により行うものとする。

6 条例第6条第4項の規定による公表は、遅滞なく、同条第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類を総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(電子計算機の接続に係る届出)

第8条 条例第7条第1項の規定による届出は、電子計算機接続届出書(第9号様式)により行うものとする。

2 実施機関は、条例第7条第1項の規定による届出に係る電子計算機の接続をやめようとするとき、又は同

項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、電子計算機接続(接続終了・変更)届出書(第10号様式)により、その旨を市長に届け出るものとする。

(開示請求の方法等)

第9条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書(第11号様式)又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、市長に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 市長は、第1項第2号に掲げる方法による開示請求があった場合又は法第76条第2項の規定による開示請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場合その他市長が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(開示決定等の通知)

第10条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書(第12号様式)により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(第13号様式)により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長の通知)

第11条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(第14号様式)により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第12条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(第15号様式)により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第13条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(第16号様式)により行うものとする。

(意見照会等)

第14条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(法第86条第1項適用)(第17号様式)により行うものとする。ただし、市長が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書(法第86条第2項適用)(第18号様式)により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報開示決定等意見書(第19号様式)によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書(第20号様式)により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第15条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの)の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したものの閲覧

(4) スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法(イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、市長がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)

又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。)に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、市長がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に

出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(開示の実施の方法等の申出)

第16条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書（第21号様式）又は政令第26条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(開示の実施)

第17条 保有個人情報の開示は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付により行うことができる。

2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。

3 市長は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧、聴取若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示請求に係る費用の納付)

第18条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難しいときは、この限りでない。
(訂正請求の方法等)

第19条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第22号様式）又は法第91条第1項各号（条例第13条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、市長に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。

3 市長は、第1項第2号に掲げる方法による訂正請求があった場合又は法第90条第2項の規定による訂正請求があった場合には、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他市長が当該訂正請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(訂正決定等の通知)

第20条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（第23号様式）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第24号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長の通知)

第21条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第25号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第22条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第26号様式）により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第23条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第27号様式）により行うものとする。

(訂正した保有個人情報の提供先への通知)

第24条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第28号様式）により行うものとする。

(利用停止請求の方法等)

第25条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第29号様式）又は法第99条第1項各号（条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、市長に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。

3 市長は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他市長が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

（利用停止決定等の通知）

第26条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第30号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第31号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の延長の通知）

第27条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第32号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の特例の通知）

第28条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第33号様式）により行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付）

第29条 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則第8号様式(1)の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。

（記載事項の変更の申出）

第30条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項（法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提出した書面に記載された事項に変更（行政機関等匿名

加工情報をその用に供する事業の変更を除く。）が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書（第34号様式）により、その旨を市長に申し出るものとする。

（個人情報保護委員の任期）

第31条 条例第20条に規定する保護委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（運営状況の報告及び公表）

第32条 条例第23条第1項の規定による運営状況の報告は、年度ごとの個人情報ファイル及び保有個人情報の業務開始に係る届出件数、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る請求件数、請求承諾件数及び請求拒否件数、個人情報等に係る苦情の処理の件数その他の事項について、当該年度の翌年度において最初に招集される市議会定例会において行うものとする。

2 条例第23条第1項の規定による運営状況の公表は、前項に掲げる事項について、告示及びインターネットの本市のホームページへの掲載により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（川崎市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 川崎市個人情報保護条例施行規則（昭和60年川崎市規則第94号）は、廃止する。

（経過措置）

3 条例附則第5項の規定により委嘱されたものとみなされた川崎市個人情報保護委員である者の任期は、第31条の規定にかかわらず、令和5年12月31日までとする。

様式目次

様式番号	名 称	関係条文
1	保有個人情報漏えい等報告書	第4条第3項
2	保有個人情報目的外利用等届出書	第5条第1項
3	個人情報ファイル届出書	第6条第1項
4	個人情報ファイル（変更）届出書	第6条第2項
5	個人情報ファイル（保有終了・法第74条第2項第9号該当）届出書	第6条第4項
6	保有個人情報業務届出書	第7条第2項
7	保有個人情報業務（変更）届出書	第7条第3項
8	保有個人情報業務（業務廃止・法第74条第2項第9号非該当）届出書	第7条第5項
9	電子計算機接続届出書	第8条第1項
10	電子計算機接続（接続終了・変更）届出書	第8条第2項
11	保有個人情報開示請求書	第9条第1項
12	保有個人情報開示決定通知書	第10条第1項
13	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書	第10条第2項

14	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	第11条
15	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	第12条
16	保有個人情報開示請求事案移送通知書	第13条
17	第三者意見照会書（法第86条第1項適用）	第14条第1項
18	第三者意見照会書（法第86条第2項適用）	第14条第2項
19	保有個人情報開示決定等意見書	第14条第3項
20	保有個人情報の開示に関する通知書	第14条第4項
21	開示の実施方法等申出書	第16条
22	保有個人情報訂正請求書	第19条第1項
23	保有個人情報訂正決定通知書	第20条第1項
24	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	第20条第2項
25	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	第21条
26	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	第22条
27	保有個人情報訂正請求事案移送通知書	第23条
28	保有個人情報訂正通知書	第24条
29	保有個人情報利用停止請求書	第25条第1項
30	保有個人情報利用停止決定通知書	第26条第1項
31	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書	第26条第2項
32	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	第27条
33	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	第28条
34	行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書	第30条

第 1 号様式

保有個人情報漏えい等報告書

川 崎 市 長 様

年 月 日

実 施 機 関 名

川崎市個人情報保護の保護に関する法律施行細則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次のおり報告します。

- 1 報告種別 (該当する□内にレ印を記入してください。)
 新規又は経報の別: □新規 □経報 前回報告: 年 月 日
 速報又は確報の別: □速報 □確報
- 2 報告をする組織の概要

組織の名称	局	部	課
法人番号	7 0 0 0 0 2 0 1 4 1 3 0 5		
組織の所在地			
担当者の氏名等	氏 名:		
	電話番号:		
	組織メールアドレス:		

3 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□内にレ印を記入してください。)

- 発生日: 年 月 日
- 発覚日: 年 月 日
- 発生事案: □漏えい □滅失のおそれ □毀損のおそれ □滅失
 □自組織又は委託先 □取引先 □取引先 □取引先
 □取引先以外の外部指摘 (例: 市民等からの指摘)
 □カード会社又は決済代行会社
 □その他 ()

個人情報保護委員会規則第 4 3 条各号該当性:

- 第 1 号 (要配慮個人情報)
- 第 2 号 (財産的被害)
- 第 3 号 (不正の目的)
- 第 4 号 (100 人超)
- 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無:

- 有 (名称:)
- (住所:)
- (電話:)
- 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無:

- 有 (名称:)
- (住所:)
- (電話:)
- 無

事実経過:

概要:

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列):

外部機関による調査の実施状況 (個人情報保護委員会規則第 4 3 条第 3 号に該当する場合のみ記載):

□実施済 (実施中) 【依頼日: 年 月 日】

□実施予定 【依頼予定日: 年 月 日】

□検討中

□予定なし

(詳細:)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する□内にレ印を記入してください。)

- 媒体: □紙 □電子媒体 □その他 ()
- 種類: □市民等 □職員 □その他 ()
- 項目: □氏名 □生年月日 □性別
- 住所 □電話番号 □メールアドレス
- クレジットカード情報 □パスワード
- その他 ()

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数 () 人 うちクレジットカード情報含む () 人

(4) 発生原因 (該当する□内にレ印を記入してください。)

- 主体: □報告者 □委託先 □不明
- 原因: □不正アクセス (攻撃箇所:)
- (攻撃手法:)
- 誤交付 □誤送付 (メールアドレス含む) □誤廃棄
- 紛失 □盗難 □職員不正
- その他 ()

詳細:

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する□内にレ印を記入して)

第 2 号様式

保有個人情報目的の外利用等届出書

第 号
年 月 日

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり届出します。

届出をする組織の名称	
目的外利用等の区分	<input type="checkbox"/> 保有個人情報（実施機関が保有する特定個人情報を除く。）の利用目的以外の目的のための利用 <input type="checkbox"/> 保有個人情報（実施機関が保有する特定個人情報を除く。）の利用目的以外の目的のための提供 <input type="checkbox"/> 実施機関が保有する特定個人情報の利用目的以外の目的のための利用 <input type="checkbox"/> 実施機関が保有する特定個人情報の利用目的以外の目的のための提供
目的外利用等をする年月日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	
目的外利用等をする保有個人情報の内容	
目的外利用等をする理由	
提供先	
保有個人情報等管理責任者	

注 1 のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報情報をいいます。

ください。)

有無： 有 無 不明

詳細：

(6) 本人への対応の実施状況（該当する□内にレ印を記入してください。）
本人への対応（通知を含む。）： 対応済（対応中）
 対応予定
 予定なし

詳細（「対応済（対応中）」又は「対応予定」の場合は具体的な対応方法を記載し、「予定なし」の場合はその理由を記載すること。）：
 公表の実施状況（該当する□内にレ印を記入してください。）
 事業の公表： 実施済【公表日：年 月 日】
 実施予定【公表予定日：年 月 日】
 検討中 予定なし 記者会見
 公表の方法： ホームページに掲載 報道機関への資料配布
 その他（ ）

(7) 公表の実施状況（該当する□内にレ印を記入してください。）
事業の公表： 実施済【公表日：年 月 日】
 実施予定【公表予定日：年 月 日】
 検討中 予定なし 記者会見
公表の方法： ホームページに掲載 報道機関への資料配布
 その他（ ）

公表文：
 再発防止のための措置
 実施済の措置：

(8) 再発防止のための措置
実施済の措置：
 今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

(9) その他参考となる事項

注 1 縦線として提出する際は、前回報告から記載を変更した箇所を下線を引いてください。
 2 公表を予定している場合は、公表予定の文案を 3（7）の「公表文」欄に記載又は添付をしてください。

第 3 号様式

個人情報ファイル届出書

第 年 月 日

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報情報の保護に関する法律施行条例第 5 条第 1 項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記 録 項 目	
記 録 範 囲	
記録情報の収集方法	
記録情報を収集する法令の根拠	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報に要配慮個人情報含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの保有開始予定年月日	年 月 日

保有個人情報等管理責任者	□法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) (政令第 21 条第 7 項に該当するファイル: □有 □無) □法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルの種別	
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の教	
記録項目	
個人情報ファイル簿に記載しない事項	記録情報の収集方法
記録情報の経常的提供先	
個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨	
法第 74 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 8 号又は第 10 号のいずれかに該当する個人情報ファイルであるときは、その旨	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける期間	
備 考	

注 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第4号様式

個人情報ファイル(変更)届出書

第 号
年 月 日

川崎市 市長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報情報の保護に関する法律施行条例第5条第1項後段の規定により、次のとおり届出ます。

個人情報ファイルの名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
変更予定年月日	年 月 日
変更理由	
変更事項	変 更 前 変 更 後

注 「変更事項」欄には既に届け出た内容を変更しようとする事項を記載し、「変更前」欄及び「変更後」欄には変更前後の内容がわかるように記載し、変更後の内容が変更前の内容と異なる部分に下線を付してください。

第5号様式

個人情報ファイル(保有終了・法第74条第2項第9号該当)届出書

第 号
年 月 日

川崎市 市長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報情報の保護に関する法律施行条例第5条第2項の規定により、次のとおり届出ます。

個人情報ファイルの名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
届出の区分	<input type="checkbox"/> 保有終了 <input type="checkbox"/> 法第74条第2項第9号該当 (個人情報ファイルの本人の数が1,000人未満)
保有終了の理由	
個人情報ファイルの保有終了又は法第74条第2項第9号に該当することとなった年月日	年 月 日

注 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
2 届出の区分が「法第74条第2項第9号該当」である場合には、この届出に併せて、保有個人情報業務届出書(第6号様式)による届出を行ってください。

第 6 号様式

保有個人情報業務届出書

第 年 月 日

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報情報の保護に関する法律施行条例第 6 条第 1 項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

業務の名称	
業務を担当する組織の名称	
業務の目的	
保有個人情報の対象者	
保有個人情報の内容	<p>戸籍的事項 <input type="checkbox"/>氏名 <input type="checkbox"/>住所 <input type="checkbox"/>性別 <input type="checkbox"/>生年月日 <input type="checkbox"/>個人番号 <input type="checkbox"/>国籍、本籍 <input type="checkbox"/>親族、続柄 <input type="checkbox"/>職業、職位 <input type="checkbox"/>その他 () 経歴 <input type="checkbox"/>学歴 <input type="checkbox"/>学業成績 <input type="checkbox"/>資格 <input type="checkbox"/>受賞歴 <input type="checkbox"/>資格 <input type="checkbox"/>その他 () 心身 <input type="checkbox"/> () 財産状況 <input type="checkbox"/>資産内容 <input type="checkbox"/>収入 <input type="checkbox"/>税額 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>団体加入 <input type="checkbox"/>暮らし向き <input type="checkbox"/>公的扶助 <input type="checkbox"/>趣味、嗜好 <input type="checkbox"/>電話番号 <input type="checkbox"/>メールアドレス <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>刑事事件 <input type="checkbox"/>少年犯罪 <input type="checkbox"/>犯罪被害 <input type="checkbox"/>刑歴 <input type="checkbox"/>障害 <input type="checkbox"/>健康診断結果 <input type="checkbox"/>医師の指導等 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>

保有個人情報の内容に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	
個人情報を収集する法令の根拠	
保有個人情報等管理責任者	
業務の開始予定年月日	年 月 日
個人情報の収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 申請書等 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 親族・代理人等 <input type="checkbox"/> 本市の別の部署 <input type="checkbox"/> 本市以外の行政機関等 <input type="checkbox"/> その他 ()
保有個人情報の記録媒体	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> マイクログフィルム <input type="checkbox"/> 電子媒体 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

注 □のある欄には、該当する□内にし印を記入してください。

第 7 号様式

保有個人情報業務（変更）届出書

第 号
年 月 日

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報情報の保護に関する法律施行条例第 6 条第 1 項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

業務の名称	
業務を担当する組織の名称	
変更予定年月日	年 月 日
変更理由	
変更事項	変 更 前 変 更 後

注 「変更事項」欄には既に届け出た内容を変更しようとする事項を記載し、「変更前」欄及び「変更後」欄には変更前後の内容がわかるように記載し、変更後の内容が変更前の内容と異なる部分に下線を付してください。

第 8 号様式

保有個人情報業務（業務廃止・法第 7 4 条第 2 項第 9 号非該当）届出書

第 号
年 月 日

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報情報の保護に関する法律施行条例第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

業務の名称	
業務を担当する組織の名称	
届出の区分	<input type="checkbox"/> 業務廃止 <input type="checkbox"/> 法第 7 4 条第 2 項第 9 号非該当 (保有個人情報本人の数が1,000人以上)
業務廃止の理由	
業務を廃止又は法第 7 4 条第 2 項第 9 号に該当しないこととなった年月日	年 月 日

注 1 のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
2 届出の区分が「法第 7 4 条第 2 項第 9 号非該当」である場合には、この届出に併せて、個人情報ファイル届出書（第 3 号様式）による届出を行ってください。

第 9 号様式

電子計算機接続届出書

第 月 日
年

川 崎 市 長 様

実 施 機 関 名

川崎市個人情報情報の保護に関する法律施行条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届出ます。

事務の名称及び概要	
事務を担当する組織の名称	
接続を行う理由	
接続の開始予定年 月 日	年 月 日
接続する保有個人情報の内容	記録項目
	記録範囲
	人数 _____人
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
接続先	
システムの保守管理等を行う事業者名	
システムの構成	

システムの利用者	管理者	
	操作する職員の仕事人数	
システムにおける保有個人情報情報の保有期間		
実施機関又は保有個人情報等管理責任者が講じる保有個人情報保護するための措置の内容		
接続先が講じる保有個人情報保護のための措置の内容		
添付資料の名称等		
備 考		

注 1 「システム」は、実施機関以外のものとの間において電気通信回線による電子計算機の接続をして保有個人情報の電子計算機による処理を行うものをいいます。
 2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 3 「接続を行う理由」欄には、接続を行う必要性やメリット等を記入してください。
 4 「システムの構成」欄には、通信回線の種類、通信の暗号化等について記入してください。
 5 「添付資料の名称等」欄について、電子計算機の接続の該当する範囲を明示したシステム概念図等の電子計算機による接続の内容がわかる資料を添付してください。

第1.1号様式

保有個人情報開示請求書

(宛先) 川崎市 市長
 (ふりがな) 氏名
 住所又は居所
 〒 ()
 電話番号

個人情報保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

(具体的に特定してください。)

開示を請求する保有個人情報	□事務所における開示の実施を希望する。 □実施の方法 > □開覧 □写しの交付 □その他 () <実施の希望日 > 年 月 日 <実施の場所 > □事務所管理課 □行政情報課 □写しの送付を希望する。
求める開示の実施方法等	

- 開示請求者: □本人 □法定代理人 □任意代理人
- 開示請求者の本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他
 ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。
- 本人の状況
 (1) 本人の状況 ()
未成年者 () 年 月 日生) 成年後見人 任意代理人委任者 (ふりがな)
 (2) 本人の氏名 ()
 (3) 本人の住所又は居所 ()
- 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書: □戸籍簿本 □登記事項証明書 □その他 ()
- 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書: □委任状 □その他 ()

処理欄

所管課:	
受付場所:	
受付:	年度第 号 () 受付)
備考:	

注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
 2 「求める開示の実施方法等」欄には、開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示又は写しの送付)について希望がある場合に記載してください。
 なお、開示の実施の方法は実施機関の定めるところにより異なりますので、希望する方法に対応できない場合があります。
 3 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第1.0号様式

電子計算機接続(接続終了・変更)届出書

第 号
 年 月 日

川崎市 市長 様

実施機関名

川崎市個人情報保護に関する法律施行細則第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称			
事務を担当する組織の名称			
届出の区分	<input type="checkbox"/> 接続終了 <input type="checkbox"/> 届出事項の変更	接続終了又は届出事項の変更の予定年月日	年 月 日
接続終了又は届出事項の変更の理由			
変更事項	変更前	変更後	

注 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 「変更事項」欄には既に届け出た内容を変更しようとする事項を記載し、「変更前」欄及び「変更後」欄には変更前後の内容がわかるように記載し、変更後の内容が変更前の内容と異なる部分に下線を付してください。

第 1 2 号様式

保有個人情報開示決定通知書

様
第 年 月 日
川 崎 市 長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 8 2 条第 1 項により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

開示する保有個人情報	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示
不開示とした部分とその理由	
時限性開示	年 月 日以後であれば不開示とした部分()を開示することができますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施方法等	1 開示の実施方法等 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>文書又は図画 <input type="checkbox"/>電磁的記録 <input type="checkbox"/>視聴 <input type="checkbox"/>閲覧 <input type="checkbox"/>聴取 <input type="checkbox"/>複製又は信書便による送付 <input type="checkbox"/>写し等の交付(口写し <input type="checkbox"/>複写したもの)(口郵便又は信書便による送付) 2 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 年 月 日 午前 午後 午前 午後 時から 時までの間 ※ 当日御都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で事務所管課まで御連絡ください。
事務所管課	局 部 課 係 電話番号

注 1 開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。

2 「時限性開示」欄は、部分開示とした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができますときに記載しています。

3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 1 3 号様式

保有個人情報開示をしない旨の決定通知書

様
第 年 月 日
川 崎 市 長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 8 2 条第 2 項の規定により、次のとおり開示をしないことに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
不開示をした理由	
時限性開示	年 月 日以後であれば開示をしないこととした()を開示することができますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。
事務所管課	局 部 課 係 電話番号

注 1 「時限性開示」欄は、開示をしないこととした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができますときに記載しています。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 1 4 号様式

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報保護の促進に関する法律施行条例第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしますので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 1 0 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 ー

第 1 5 号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報保護の促進に関する法律施行条例第 1 1 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしますので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 1 1 条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する期限までに開示決定等を行う予定です。)
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 ー

第 2 0 号様式

保有個人情報の開示に関する通知書

第 号
第 月 日
年

様
川 崎 市 長 印

から
決定等意見書の提出がありました。保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 8 6 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている情報のうち開示することとしたもの	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 一

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 1 号様式

開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長
(ふりがな)
氏 名
住所又は居所
〒
電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律第 8 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定通知書の番号等	文書番号： 日 付：	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報の名称等	<input type="checkbox"/> 閲覧・聴取・視聴 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()	
求める開示の実施方法	<input type="checkbox"/> 事務所管課 <input type="checkbox"/> 行政情報課	
	<input type="checkbox"/> 写し等の窓口での交付 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()	
	<input type="checkbox"/> 事務所管課 <input type="checkbox"/> 行政情報課 <input type="checkbox"/> その他 ()	
開示の実施を希望する日 写しの送付の希望の有無	年 月 日 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	午前・午後

注 1 のある欄には、該当する 内にレ印を記入してください。
2 この申出は、保有個人情報開示決定通知書を受け取った日から 3 0 日以内に行ってください。

第22号様式

保有個人情報訂正請求書

(宛先) 川崎市 長

年 月 日

(ふりがな) 氏 名

住所又は居所 〒

電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示決定通知書等の文書番号:	年 月 日
開示決定通知書の日付:	年 月 日
開示を受けた日:	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者:	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 訂正請求者の本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他()
※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。	
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(1) <input type="checkbox"/> 未成年者(ふりがな) 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者(ふりがな) <input type="checkbox"/> 本人の氏名
(2) 本人の住所又は居所	
(3) 本人の住所又は居所	
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類: <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類: <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

所管課:	
受付場所:	
受付:	年度第 号 (受付)
備考:	

注 1 「氏名」(住所又は居所)及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
 2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄について、「趣旨」はどのような訂正を求めるかを、「理由」は訂正請求の理由を裏付ける根拠を、それぞれ明確かつ簡潔に記載してください。
 なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
 3 のある欄には、該当する□内にし印を記入してください。

第23号様式

保有個人情報訂正決定通知書

様

年 月 日

川崎市 長

日付で訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正内容	(訂正内容)
及び理由	(訂正理由)
事務所管課	局 部 電話番号 課 係

注 この処分について不届がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 2 4 号様式

保有個人情報訂正をしない旨の決定通知書

様
年 月 日
川 崎 市 長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 9 3 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
事務所管課	局 部 電話番号 課 係

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分から取消しを求め訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 2 5 号様式

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

様
年 月 日
川 崎 市 長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報保護に関する法律施行条例第 1 5 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 1 5 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
延長の理由	
事務所管課	局 部 電話番号 課 係

第 2 6 号様式

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

様
年 月 日
川 崎 市 長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報保護の保護に関する法律第 9 5 条の規定により、次のおり訂正決定等の期限を延長することとしますので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 9 5 条の規定 (訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号

第 2 7 号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

様
年 月 日
川 崎 市 長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報保護の保護に関する法律第 9 6 条第 1 項の規定により、次のおり移送しますので通知します。
なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等 (連絡先) 部局職室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	(行政機関の長等)
備考	
事務所管課 (移送元)	局 部 課 係 電話番号

第 2 8 号様式

保有個人情報訂正通知書

様
川 崎 市 長 印
年 月 日
第 号

の保護に関する法律第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をした内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
訂正をした年月日	年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 ー

第 2 9 号様式

保有個人情報利用停止請求書

(宛先) 川 崎 市 長
年 月 日
氏 名 (ふりがな)
住所又は居所
〒
電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律第 9 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書等	(事前に保有個人情報の開示請求をしていた場合にのみ記載してください。) 開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示を受けた日： 年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由)

- 利用停止請求者：本人 法定代理人 任意代理人
- 利用停止請求者の本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他 ()
※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の 3.0 日前までに交付された住民票の写し (複写したものは不可) を添付してください。
- 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。)
(1) 本人の状況 (ふりがな) 未成年者 (年 月 日生) 成年後見人 任意代理人委任者
(2) 本人の氏名
(3) 本人の住所又は居所
- 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類：戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()
- 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類：委任状 その他 ()

処理欄

所 管 課	
受付場所	
受 付	年 底 第 号 (. . . 受付)

備 考

注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄については、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄の「理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
3 □ のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第 3 0 号様式

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日
第 月 日
年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	(利用停止の内容)
利用停止の内容及び理由	(利用停止の理由)
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 一

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消を求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 3 1 号様式

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日
第 月 日
年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 一

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消を求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 3 2 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 年 月 日
川 崎 市 長 印

様

年 月 日付で利用停止請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 18 条第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 一

第 3 3 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 年 月 日
川 崎 市 長 印

様

年 月 日付で利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 103 条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務所管課	局 部 課 係 電話番号 一

さの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第2項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、市長がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができる

もの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

第13条第2項中「総務企画局情報管理部行政情報課」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改める。

第14条第2項中「並びに市政だより」を削る。

第3号様式注を次のように改める。

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。（経過措置）

- 2 改正後の規則第9条の規定は、この規則の施行の日以後に川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条の規定によりされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市職員の保有個人情報の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第15号

川崎市職員の保有個人情報の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の保有個人情報の取扱い等に関する規則（平成17年川崎市規則第72号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則

目次中「保有個人情報の適正な」を「保有個人情報等の適正な」に、「第13条」を「第14条」に、「第14条」を「第15条」に、「保有個人情報の外部提供等」を「保有個人情報等の提供等」に、「第15条・第16条」を「第16条・第17条」に、「第17条・第18条」を「第18条・第19条」に、「第19条～第22条」を「第20条～第23条」に改める。

本則中「保有個人情報総括管理責任者」を「保有個人情報等総括管理責任者」に、「保有個人情報管理責任者」を「保有個人情報等管理責任者」に、「保有個人情報管理担当者」を「保有個人情報等管理担当者」に改める。

第1条中「保有個人情報」の次に「、保有する仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報（以下これらを「保有個人情報等」という。）」を加え、「川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）、「川崎市個人情報保護条例施行規則（昭和60年川崎市規則第94号。以下「施行規則」という。）、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、「個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、「川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。）及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年川崎市規則第13号）並びに」に改め、「番号法」という。）の次に「（以下これらを「法令」という。）」を加える。

第2条中「条例」を「法及び条例」に改める。

第3条第1項中「保有個人情報の」を「保有個人情報等の」に改め、同条第2項第1号中「条例第13条第1項に規定する」を「法令の定めに従い講じる保有個人情報等の適正な取扱い及び維持管理のための」に改め、同項第2号中「条例、施行規則、番号法その他の法令等」を「法令」に、「保有個人情報を」を「保有個人情報等を」に、「第13条第1項」を「第3条」に改め、同項第3号中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第3項中「保有個人情報を」を「保有個人情報等を」に、「保有個人情報の」を「保有個人情報等の」に改める。

第4条の見出しを「(保有個人情報等管理会議)」に改め、同条第1項中「保有個人情報管理会議」を「保有個人情報等管理会議」に改め、同条第4項中「総務企画局情報管理部長」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部長」に改める。

第5条第1項中「保有個人情報」を「保有個人情報等」に、「個人情報の保護」を「個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報（第17条においてこれらを「個人情報等」という。）の保護」に改め、同条第2項中「保有個人情報」を「保有個人情報等」に改め、同条第3項及び第4項中「保有個人情報の」を「保有個人情報等の」に改める。

「第2章 保有個人情報の適正な取扱い及び維持管理」を「第2章 保有個人情報等の適正な取扱い及び維持管理」に改める。

第6条中「条例及び」を「法及び」に、「条例、施行規則、番号法その他の法令等」を「法令」に、「保有個人情報を」を「保有個人情報等を」に改める。

第7条第1項中「保有個人情報の」を「保有個人情報等の」に、「保有個人情報を」を「保有個人情報等を」に改め、同条第2項及び第3項中「保有個人情報」を「保有個人情報等」に改める。

第8条中「保有個人情報を」を「保有個人情報等を」に改め、同条第1号から第4号までの規定中「保有個人情報」を「保有個人情報等」に改める。

第9条第4項中「保有特定個人情報を」を「保有する特定個人情報を」に、「保有特定個人情報の」を「当該特定個人情報の」に改める。

第22条を第23条とする。

第21条中「保有個人情報の取扱い及び適正な維持管理」を「保有個人情報等の適正な取扱い及び維持管理」に、「第19条」を「第20条」に改め、同条を第22条とする。

第20条中「保有個人情報並びに」を「保有個人情報等並びに」に改め、同条を第21条とする。

第19条中「保有個人情報」を「保有個人情報等」に改め、同条を第20条とする。

第5章中第18条を第19条とする。

第17条第1項中「条例、施行規則、番号法その他の法令等」を「法令」に、「保有個人情報等」を「保有個人情報等に」に、「保有個人情報の」を「保有個人情報等の」に改め、同条第2項中「保有個人情報及び」を「保有個人情報等及び」に改め、同条を第18条とする。

第16条の見出し中「個人情報」を「個人情報等」に改め、同条第1項中「保有個人情報を受託者等に提供」を「保有個人情報等の取扱いの委託を」に、「並びに個人情報」を「並びに個人情報等」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「個人情報」を「個人情報等」に改め、同項第5号中「個人情報」を「個人情報等」に改め、「改ざん」を削り、同項第6号及び第7号中「個人情報」を「個人情報等」に改め、同条第2項中「保有個人情報の」を「保有個人情報等の」に、「個人情報の管理」を「個人情報等の管理」に改め、同条第3項中「保有個人情報の」を「保有個人情報等の」に改め、同条第4項を削り、第4章中同条を第17条とする。

第15条の見出し中「外部提供」を「保有個人情報等の提供」に改め、同条中「条例第11条第2項ただし書」を「法第27条第1項若しくは第2項又は第69条第1項若しくは第2項」に、「外部提供を」を「利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供」に改め、同条第1号中「外部提供」を「提供」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第16条とする。

2 保有個人情報等管理責任者は、法第73条第1項の規定により保有する仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この項において同じ。）を第三者に提供する場合又は法第109条第2項若しくは第123条第1項の規定により保有する匿名加工情報を第三者に提供する場合（行政機関等匿名加工情報を法第111条から第119条までの規定に従い提供する場合を除く。）は、提供先における業務の名称及び提供に係る法令の根拠（匿名加工情報について、提供に係る法令の根拠がない場合には、当該匿名加工情報を必要とする理由）並びに提供に係る仮名加工情報又は匿名加工情報の利用の目的及び内容について書面により確認するものとする。

3 保有個人情報等管理責任者は、保有する個人関連情報を第三者に提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）は、提供先における業務の名称及び提供に係る法令の根拠（提供に係る法令の根拠がない場合には、当該個人関連情報を必要とする理由）並びに提供に係る個人関連情報の利用の目的及び内容について書面により確認するものとする。

「第4章 保有個人情報の外部提供等をする場合の措置」を「第4章 保有個人情報等の提供等をする場合の措置」に改める。

第14条中「保有個人情報」を「保有個人情報等」に改め、第3章中同条を第15条とする。

第13条の見出し中「保有個人情報」の次に「及び匿名加工情報」を加え、同条第1項中「所管する保有個人情報」の次に「（個人情報ファイルを構成するもの又は条例第6条第1項の規定による保有個人情報の保有に係る業務の開始の届出に係るものに限る。）又は匿名加工情報」を加え、「個人情報ファイルの名称等を記載した台帳により当該保有個人情報」を「保有個人情報取扱等状況記録簿（第1号様式）又は匿名加工情報取扱等状況記録簿（第2号様式）により、当該保有個人情報又は当該匿名加工情報」に改め、「当該記録を市長が別に定めるところにより保存し」を削り、同条第2項中「前項に規定する」を「第1項の規定による」に改め、「改ざん」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、第2章中同条を第14条とする。

2 保有個人情報等管理責任者は、前項の規定による記録を当該保有個人情報又は当該匿名加工情報を保有している間、保存しなければならない。

第12条第1項中「保有個人情報を」を「保有個人情報等を」に、「保有個人情報の」を「保有個人情報等の」に改め、「改ざん」を削り、同条第2項中「保有個人情報を」を「保有個人情報等を」に、「保有個人情報の」を「保有個人情報等の」に、「保有個人情報が」を「保有個人情報等が」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

（仮名加工情報又は匿名加工情報であることの明示）

第12条 職員は、仮名加工情報又は匿名加工情報を保有する場合には、当該情報を所管する保有個人情報等管理責任者の指示に従い、当該情報が仮名加工情報又は匿名加工情報であることを他の職員が認識できるように、その旨を明らかにして保管しなければならない。附則の次に次の2様式を加える。

第1号様式

保有個人情報取扱等状況記録簿

個人情報ファイル又は保有個人情報の保有に係る業務の名称	
個人情報ファイル又は保有個人情報の保有に係る業務を所管する組織の名称	(職員の範囲) (職員の人数) 人
保有個人情報を利用する権限を有する職員の範囲及びその人数	<input type="checkbox"/> 有 (利用する組織の名称及び職員の範囲) <input type="checkbox"/> 無
保有個人情報を所管する組織の職員以外の者が利用する場合の有無及びその範囲	<input type="checkbox"/> 有 (複製の理由、必要性等) <input type="checkbox"/> 無
保有個人情報複製の有無	<input type="checkbox"/> 有 (送信の理由、必要性等及び主な送信先) <input type="checkbox"/> 無
保有個人情報送信の有無	<input type="checkbox"/> 有 (持ち出しの理由、必要性等) <input type="checkbox"/> 無
保有個人情報記録媒体の外部への送付又は持ち出しの有無	<input type="checkbox"/> 有 (行為の内容) <input type="checkbox"/> 無
その他保有個人情報の漏えい等のおそれのある行為の有無	<input type="checkbox"/> 有 (利用する理由、必要性等及び利用の内容) ※ 利用する組織が別の組織である場合は、利用する組織の名称、利用の内容及び理由を記載すること。 <input type="checkbox"/> 無
保有個人情報利用目的以外の目的のための利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 (主な提供先、提供理由、必要性等) <input type="checkbox"/> 無
保有個人情報の利用目的以外の目的のための提供の有無	
保有個人情報の内容の正確性の確保のために講じている措置の内容	
保有個人情報の記録媒体の盗難等を防止するための管理の方法	
保有個人情報を消去する場合の消去の方法	
その他	
この記録簿の作成年月日	年 月 日
備考	

注 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入すること。

第2号様式

匿名加工情報取扱等状況記録簿

匿名加工情報の名称		
匿名加工情報を所管する組織の名称		
匿名加工情報の利用の目的及び内容(行政機関等匿名加工情報を除く。)		
匿名加工情報の提供元(行政機関等匿名加工情報を除く。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
削除情報の保有の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
加工方法の情報の保有の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
取扱いの状況	匿名加工情報を利用する権限を有する職員の範囲及びその人数(職員の範囲) (職員の人数) 人	<input type="checkbox"/> 有 (利用する組織の名称及び職員の範囲) <input type="checkbox"/> 無
	匿名加工情報を所管する組織の職員以外の者が利用する場合の有無及びその範囲	<input type="checkbox"/> 有 (複製の理由、必要性等) <input type="checkbox"/> 無
	匿名加工情報複製の有無	<input type="checkbox"/> 有 (送信の理由、必要性等及び主な送信先) <input type="checkbox"/> 無
	匿名加工情報送信の有無	<input type="checkbox"/> 有 (持ち出しの理由、必要性等) <input type="checkbox"/> 無
	匿名加工情報記録媒体の外部への送付又は持ち出しの有無	<input type="checkbox"/> 有 (行為の内容) <input type="checkbox"/> 無
	その他匿名加工情報の漏えい等のおそれのある行為の有無	<input type="checkbox"/> 有 (主な提供先、法令の根拠) ※ 法令の根拠がない場合は、当該匿名加工情報を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 無
	匿名加工情報の提供の有無	
維持管理の状況	匿名加工情報の記録媒体の滅失等を防止するための管理の方法	
	匿名加工情報を消去する場合の消去の方法	
	その他	
この記録簿の作成年月日	年 月 日	
備考		

注 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入すること。
 1 「削除情報」は、匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。
 2 「加工方法の情報」は、匿名加工情報の作成において、個人情報保護の保護に関する法律第43条第1項又は第16条第3項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第16号

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則(平成11年川崎市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「総務企画局情報管理部行政情報課」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改める。

第 7 条第 2 項中「並びに市政だより」を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第17号

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則(川崎市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第 1 条総務企画局の表中

企画調整課	
-------	--

を

企画調整課	
統計情報課	

に、

コンプライアンス推進室	
-------------	--

を

コンプライアンス推進・行政情報管理部	
行政情報課	

に、

デジタル化推進室	
情報管理部	
行政情報課	
統計情報課	
情報化施策推進室	

を

デジタル化施策推進室	
------------	--

に、

労務課	
職員厚生課	

を

労務厚生課	
-------	--

に改め、同条市民文化局の表市民活動推進課の項中「NPO法人係」及び「地域活動支援係」を削り、同表区政推進課の項中「区調整係」及び「区民サービス係」を削り、同条健康福祉局の表中

保健医療政策部	
新型コロナウイルス スワクチン調整室	

を

保健医療政策部	
---------	--

に改め、同条こども未来局の表中

子育て推進部	
保育対策課	
保育所整備課	
保育事業部	
保育第 1 課	
保育第 2 課	
運営管理課	
こども支援部	
こども家庭課	母子福祉係 手当支給係 医療費助成係
こども保健福祉課	児童養護係 母子保健係

を

保育・子育て推進部	
保育・幼児教育部	
保育対策課	
保育第 1 課	
保育第 2 課	

に改め、同条建設緑政局の表中「等々力緑地再編整備室」を「富士見・等々力再編整備室」に、「道路管理部」を「道路河川管理部」に改める。

第 2 条の表中

「 都市政策部

- (1) 広域行政に関する事。
- (2) 国の中長期計画に関する事。
- (3) 市長会に関する事。
- (4) 指定都市市長会事務局との連絡調整に関する事。
- (5) 地方分権に関する事。
- (6) 特別市制度に関する事。
- (7) 国家戦略特区の推進に係る総合調整（他の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (8) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進に関する事。
- (9) 国際化の推進及び国際化に係る情報の収集に関する事。
- (10) 海外姉妹都市・友好都市との交流に関する事。

に改め、同表都市政策部の部企画調整課の項の次に次のように加える。

統計情報課

- (1) 統計調査の実施及び総括に関する事。
- (2) 統計の解析に関する事。
- (3) 統計情報の提供に関する事。
- (4) 統計の普及啓発に関する事。

第 2 条の表中

「 総務部

- (1) 国際化の推進及び国際化に係る情報の収集に関する事。
- (2) 海外姉妹都市・友好都市との交流に関する事。

を

「 総務部

に改め、同表コンプライアンス推進室の部を次のように改める。

コンプライアンス推進・行政情報管理部

- (1) 服務監察に関する事。
- (2) 内部統制に関する事。
- (3) 行政手続法に基づく手続の総括に関する事。

- (4) 行政不服審査に関する事。
- (5) 行政不服審査会に関する事。
- (6) 監査委員との連絡調整に関する事。

行政情報課

- (1) 公印管理事務の総括に関する事。
- (2) 文書事務の総括及び調査研究に関する事。
- (3) 文書等の收受並びに公文書の発送及び保存に関する事。
- (4) 庁内印刷に関する事。
- (5) 情報公開制度の総括に関する事。
- (6) 情報公開・個人情報保護審査会及び情報公開運営審議会に関する事。
- (7) 個人情報保護委員に関する事。
- (8) 資産公開等審査会に関する事。
- (9) 公文書館との連絡調整に関する事。

第 2 条の表デジタル化推進室の部を次のように改める。

デジタル化施策推進室

- (1) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進に係る調査研究、総合企画及び総合調整に関する事。
- (2) 情報化施策に係る推進組織の運営に関する事。
- (3) 主管に属する情報システムに関する事。
- (4) 業務プロセス改革の総括に関する事。
- (5) デジタル技術を活用した事務改善の調査研究、企画、指導及び調整に関する事。
- (6) テレワークの推進に関する事。
- (7) 行政手続のオンライン化の総括に関する事。
- (8) 社会保障・税番号制度の運用の総括に関する事。
- (9) 情報化施策に係る総合的な評価及び最適化に関する事。
- (10) 情報化施策に係る予算の調整に関する事。
- (11) 情報システムの開発及び運用の支援に関する事。
- (12) システムの統一・標準化の総括に関する事。
- (13) 情報セキュリティの総括に関する事。
- (14) 庁内情報通信基盤に関する事。
- (15) 庁内情報ネットワークに関する事。

第 2 条の表中情報管理部の部及び情報化施策推進室の部を削り、同表人事部の部人材育成課の項の次に次のように加える。

労務厚生課

- (1) 職員団体等に関する事。
- (2) 職員の給与、勤務時間、旅費その他の勤務条件に関する事。
- (3) 職員の福利厚生に関する事（総務事務センターの所管に属するものを除く。）。

(4) 職員の安全管理、衛生管理及び公務災害補償に関すること。

(5) 職員の心身の健康管理に関すること。

(6) 特別職報酬等審議会に関すること。

(7) 公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会に関すること。

(8) 地方公務員災害補償基金に関すること。

第 2 条の表人事部の部中労務課の項及び職員厚生課の項を削り、同部総務事務センターの項第 7 号中「ワークステーション機能の整備」を「ワークステーションの運営」に改め、同表行政改革マネジメント推進室の部第 8 号中「デジタル化推進室及び情報管理部」を「デジタル化施策推進室」に改める。

第 3 条の表財政部の部庶務課の項第 5 号中「、市町村事業推進交付金及び首都圏等整備事業費に係る国庫補助負担率のかさ上げ措置」を「及び市町村事業推進交付金」に改める。

第 4 条の表市民文化振興室の部第 5 号中「新たな博物館、美術館」を「新たなミュージアム」に改める。

第 5 条の表観光・地域活力推進部の部中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 7 条の表総務部の部企画課の項中第 5 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次のように加える。

(4) 社会福祉連携推進法人（局の所管に属するものに限る。）の認定等に関すること。

第 7 条の表保健医療政策部の部中第 58 号を第 59 号とし、第 42 号から第 57 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同部第 41 号中「(新型コロナウイルスワクチン調整室の所管に属するものを除く。)」を削り、同部第 42 号とし、同部中第 38 号から第 40 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 37 号の次に次のように加える。

(38) 新興感染症対策に関すること。

第 7 条の表中新型コロナウイルスワクチン調整室の部を削る。

第 8 条の表中

「 総務部

(1) 保健及び福祉に係る危機管理（局の所管に属するものに限る。）に関すること。

(2) 児童福祉法等に係る指導監査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(3) 社会福祉法人（他の所管に属するものを除く。）の認可に関すること。 」

を

「 総務部

(1) 保健及び福祉に係る危機管理（局の所管に属するものに限る。）に関すること。

(2) 児童福祉法等に係る指導監査（他の所管に属す

るものを除く。）に関すること。

(3) 社会福祉法人（他の所管に属するものを除く。）の認可及び指導監査に関すること。

(4) 社会福祉連携推進法人（他の所管に属するものを除く。）の認定等に関すること。 」

に改め、同表総務部の部企画課の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同部の次に次のように加える。

保育・子育て推進部

(1) 市立保育所に関すること。

(2) 地域子育て支援に関すること。

(3) 地域の保育所等に関する総合的支援に関すること。

(4) 保育所等職員の研修に関すること。

(5) 保育士確保対策に関すること。

(6) 保育所入所児童等健康管理委員会に関すること。

(7) 保育・子育て総合支援センターとの連絡調整に関すること。

保育・幼児教育部

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法（幼稚園及び認定こども園に係るものに限る。）の施行に関すること。

(2) 幼児教育の支援に関すること。

保育対策課

(1) 保育・幼児教育に係る施策の企画及び調整に関すること。

(2) 待機児童対策の推進に関すること。

(3) 保育所等の利用調整に関すること。

(4) 保育所等の利用者負担額に関すること。

(5) 保育所等の整備（市立保育所の再整備を除く。）に関すること。

(6) 保育所等の認可（新規整備に限る。）に関すること。

(7) 保育所等整備事業者選定委員会に関すること。

保育第 1 課

(1) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の施行（私立保育所に係るものに限る。）に関すること。

保育第 2 課

(1) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の施行（家庭的保育事業等に係るものに限る。）に関すること。

(2) 保育所等の認可（保育対策課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(3) 認可外保育施設に関すること。

第 8 条の表中子育て推進部の部、保育事業部の部及びこども支援部の部を削り、同表児童家庭支援・虐待対策室の部中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同部に次のように加える。

- (6) 児童手当に関すること。
- (7) 児童扶養手当に関すること。
- (8) 子育て世帯支援に係る特別の給付金に関すること。
- (9) 災害遺児等福祉手当に関すること。
- (10) ひとり親家庭等医療費助成に関すること。
- (11) 小児医療費助成に関すること。
- (12) 小児ぜん息患者医療費助成に関すること。
- (13) 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関すること。
- (14) 児童福祉法の施行（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (15) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (16) 母子生活支援施設に関すること。
- (17) 児童福祉施設（他の所管に属するものを除く。）の整備に関すること。
- (18) 母性及び乳幼児の保健に関すること。
- (19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（育成医療に係るものに限る。）に関すること。
- (20) 不妊及び不育に関すること。
- (21) 出産・子育ての支援（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (22) 小児慢性特定疾病審査会に関すること。
- (23) こども家庭センター、中部児童相談所及び北部児童相談所との連絡調整に関すること。
- (24) 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会に関すること。

第 9 条の表交通政策室の部第 5 号中「及び計画」を「、計画及び調整」に改め、同部に次のように加える。

- (10) 軌道法に基づく認可等に関すること。

第10条の表中

「 総務部 」
を

「 総務部

- (1) 道路、河川、公園、緑地等に係る危機管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 」

に改め、同表緑政部の部みどりの事業調整課の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次のように加える。

- (4) 公園緑地等整備計画推進委員会に関すること。

第10条の表緑政部の部みどりの保全整備課の項中「等々力緑地再編整備室」を「富士見・等々力再編整備室」に改め、同表等々力緑地再編整備室の部を次のように改める。

富士見・等々力再編整備室

- (1) 富士見公園及び等々力緑地に係る整備計画及び調整に関すること。
- (2) 富士見公園及び等々力緑地の整備に関すること。
- (3) 富士見公園及び等々力緑地の管理運営の調整に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。

第10条の表道路管理部の部中「道路管理部」を「道路河川管理部」に改め、同部路政課の項第 4 号中「道路」の次に「、河川、水路」を加え、同項第 6 号中「道路」の次に「、河川及び水路」を加え、同項第 7 号を削り、同項第 8 号中「道路」の次に「、河川及び水路」を加え、同号を同項第 7 号とし、同項第 9 号を同項第 8 号とし、同項第 10 号中「道路」を「駅自由通路等及び調整池」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 11 号を同項第 10 号とし、同項第 12 号を同項第 11 号とし、同項第 13 号を同項第 12 号とし、同部管理課の項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、同項第 6 号中「及び水路台帳」を「、河川及び水路の台帳」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「及び」を「、河川及び」に、「並びに道路の」を「及び」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、第 2 号の次に次のように加える。

- (3) 河川及び水路の付替え及び廃止に関すること。

第10条の表道路河川整備部の部河川課の項第 8 号中「河川及び水路の占用許可」を「流域治水施策」に改め、同項中第 10 号及び第 11 号を削り、同項第 12 号中「調整池及び」を削り、同号を同項第 10 号とし、同項中第 13 号から第 15 号までを削り、第 16 号を第 11 号とする。

(川崎市事業所事務分掌規則の一部改正)

第 2 条 川崎市事業所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「生活環境事業所

庶務係

安全管理係

業務第 1 係

業務第 2 係」

を

「生活環境事業所

庶務係 」

に、

「 ころの健康課

北部地域支援室

相談判定係 」

を

「 ころの健康課」

に改める。

第 3 条の表中公文書館の項を削り、東京事務所の項の次に次のように加える。

公文書館

- (1) 館の維持管理に関すること。
- (2) 公文書の開示及び情報の提供に関すること。
- (3) 公文書及び資料類の収集、整理及び保存に関すること。
- (4) 歴史的文化的価値のある公文書及び資料類の利用に関すること。
- (5) 歴史的文化的価値のある公文書及び資料類の調査、研究及び普及活動に関すること。
- (6) 市史に関すること。

第 3 条の表中央卸売市場食品衛生検査所の項第 2 号中「中央卸売市場における食品衛生の」を「食品衛生に係る普及啓発、営業の許可及び」に改め、同項第 4 号中「中央卸売市場における」を削り、「衛生」の次に「及び品質」を加え、同項に次のように加える。

- (5) 食鳥処理の事業の許可等及び監視指導に関すること。

別表第 1 総務企画局情報管理部の項中「総務企画局情報管理部」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部」に改め、同表中

こども未来局 保育事業部運 営管理課			川崎市東小田 保育園 川崎市藤崎保 育園 川崎市古川保 育園 川崎市河原町 保育園 川崎市夢見ヶ 崎保育園 川崎市中丸子 保育園 川崎市下小田 中保育園 川崎市蟹ヶ谷 保育園 川崎市津田山 保育園 川崎市梶ヶ谷 保育園 川崎市菅生保 育園 川崎市中馬有 馬保育園 川崎市土橋保 育園
--------------------------	--	--	--

			川崎市生田保 育園 川崎市菅保 育園 川崎市土渕保 育園 川崎市上麻生 保育園 川崎市高石保 育園 川崎市白山保 育園
こども未来局 保育事業部		川崎市川崎区 保育・子育て 総合支援セン ター 川崎市中原区 保育・子育て 総合支援セン ター	

を
「

こども未来 局 保育・子 育て推進部		川崎市川崎 区 保育・子 育て総合支 援センター 川崎市中原 区 保育・子 育て総合支 援センター	川崎市東小 田保育園 川崎市藤崎 保育園 川崎市古川 保育園 川崎市河原 町保育園 川崎市夢見 ヶ崎保育園 川崎市中丸 子保育園 川崎市下小 田中保育園 川崎市蟹ヶ 谷保育園 川崎市津田 山保育園 川崎市梶ヶ 谷保育園 川崎市菅生 保育園 川崎市中馬 有馬保育園 川崎市土橋 保育園 川崎市生田 保育園
--------------------------	--	--	--

			川崎市菅保 育園
			川崎市土淵 保育園
			川崎市上麻 生保育園
			川崎市高石 保育園
			川崎市白山 保育園

に改める。

(川崎市市税事務所事務分掌規則の一部改正)

第 3 条 川崎市市税事務所事務分掌規則(平成23年川崎市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「家屋第 2 係
家屋第 3 係」

を

「家屋第 2 係」

に改める。

第 3 条の表市民税課の項第 2 号中「(年金保険者に係るものを除く。)」を削り、同項第 6 号中「課税資料」の次に「(給与所得及び公的年金等に係る所得に係るものを除く。)」を加え、同表法人課税課の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 6 号の次に次のように加える。

(7) 個人の市民税及び県民税の課税資料(給与所得及び公的年金等に係る所得に係るものに限る。)に関する事

第 3 条の表資産税課の項第 1 号中「総務大臣及び神奈川県知事配分の」を削り、同表市税事務所分室の項第 2 号中「(年金保険者に係るものを除く。)」を削る。
(川崎市卸売市場事務分掌規則の一部改正)

第 4 条 川崎市卸売市場事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

「(1) 市場の経営企画に関する事」

を

「(1) 市場の経営企画に関する事」

(2) 中央卸売市場北部市場の機能更新に関する事

に改める。

(川崎市保健所事務分掌規則の一部改正)

第 5 条 川崎市保健所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中

「微生物検査係
新型コロナウイルスワクチン調整室」
を
「微生物検査係」
に、
「こども保健福祉課
母子保健係」
を
「児童家庭支援・虐待対策室」
に改める。

第 3 条第 1 項の表中

- 「(27) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事」
(28) 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する事。
(29) 感染症に係る知識の普及啓発に関する事。
(30) 感染症に係る医療の提供に関する事。
(31) 予防接種に関する事(新型コロナウイルスワクチン調整室の所管に属するものを除く。)
(32) 医務に関する事。
(33) 薬務に関する事。
(34) 血液対策センターに関する事。
(35) 保健所運営協議会に関する事。
(36) 食育推進会議に関する事。
(37) 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害補償診療報酬等審査会に関する事。
(38) 成人ぜん息患者医療費助成認定審査会に関する事。
(39) 感染症診査協議会(結核に係るものを除く。)、感染症対策協議会及び予防接種運営委員会に関する事。
(40) 血液対策協議会に関する事。
(41) 医療安全相談センター運営協議会に関する事。
(42) 精度管理専門委員会に関する事。
(43) 保健所支所との連絡調整に関する事。
(44) 中央卸売市場食品衛生検査所との連絡調整に関する事。
(45) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターに関する事」
を
「(27) 食鳥処理の事業の規制に関する事。
(28) 新興感染症対策に関する事。
(29) 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する事。
(30) 感染症に係る知識の普及啓発に関する事。
(31) 感染症に係る医療の提供に関する事。
(32) 予防接種に関する事。」

- (33) 医務に関すること。
- (34) 薬務に関すること。
- (35) 血液対策センターに関すること。
- (36) 保健所運営協議会に関すること。
- (37) 食育推進会議に関すること。
- (38) 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害補償診療報酬等審査会に関すること。
- (39) 成人ぜん息患者医療費助成認定審査会に関すること。
- (40) 感染症診査協議会（結核に係るものを除く。）、感染症対策協議会及び予防接種運営委員会に関すること。
- (41) 血液対策協議会に関すること。
- (42) 医療安全相談センター運営協議会に関すること。
- (43) 精度管理専門委員会に関すること。
- (44) 保健所支所との連絡調整に関すること。
- (45) 中央卸売市場食品衛生検査所との連絡調整に関すること。
- (46) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターに関すること。

に改め、同表中央卸売市場食品衛生検査所の項第 2 号中「中央卸売市場における食品衛生の」を「食品衛生に係る普及啓発、営業の許可及び」に改め、同項第 4 号中「中央卸売市場における」を削り、「衛生」の次に「及び品質」を加え、同項に次のように加える。

- (5) 食鳥処理の事業の許可等及び監視指導に関すること。

第 3 条第 1 項の表中新型コロナウイルスワクチン調整室の項を削り、同表子ども保健福祉課の項中「子ども保健福祉課」を「児童家庭支援・虐待対策室」に改め、同項第 4 号中「特定の不妊治療の費用に係る助成」を「不妊及び不育」に改め、同条第 2 項の表児童家庭課の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同表衛生課の項第 11 号中「食品衛生の普及啓発並びに営業に係る」を「食品衛生に係る普及啓発、営業の」に改め、同項第 13 号中「事業の」の次に「許可等及び」を加える。

第 4 条第 7 項及び第 9 項中「子ども保健福祉課」を「児童家庭支援・虐待対策室」に改める。

第 7 条中「、子ども未来局長」を削る。

(川崎市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第 6 条 川崎市福祉事務所事務分掌規則（昭和 51 年川崎市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「保護第 2 係
保護第 3 係（川崎福祉事務所に限る。）」

を

「保護第 2 係
に改める。」

(川崎市児童相談所事務分掌規則の一部改正)

第 7 条 川崎市児童相談所事務分掌規則（昭和 51 年川崎市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、中部児童相談所及び北部児童相談所」を削り、同条に次の項を加える。

2 中部児童相談所及び北部児童相談所は、子ども家庭センターの所管とする。

第 3 条第 1 項中「次の」の次に「課及び」を加え、同項の表中

「管理係
保護係」
を
「保護係」

に、

「 相談支援第 4 係」
を

「 相談支援第 4 係
総務課
庶務係 」

に改める。

第 4 条の表中

「 子ども家庭センター

- (1) 所の維持管理に関すること。
- (2) 所の措置に伴う費用の徴収に関すること。
- (3) 児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分に関すること。
- (4) 中部児童相談所及び北部児童相談所への援助に関すること。
- (5) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関すること。
- (6) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関すること。
- (7) 児童の家庭裁判所への送致に関すること。
- (8) 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の決定に関すること。
- (9) 児童の児童福祉施設等への措置に関すること。
- (10) 里親に関する相談及び援助に関すること。
- (11) 養子縁組に関する相談及び援助に関すること。
- (12) 児童の相談及び通告に関すること。
- (13) 児童の一時保護に関すること。
- (14) 一時保護所に関すること。」

を

「 子ども家庭センター

- (1) 児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及

- び処分に関すること。
- (2) 中部児童相談所及び北部児童相談所への援助に関すること。
- (3) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関すること。
- (4) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関すること。
- (5) 児童の家庭裁判所への送致に関すること。
- (6) 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の決定に関すること。
- (7) 児童の児童福祉施設等への措置に関すること。
- (8) 里親に関する相談及び援助に関すること。
- (9) 養子縁組に関する相談及び援助に関すること。
- (10) 児童の相談及び通告に関すること。
- (11) 児童の一時保護に関すること。
- (12) 一時保護所に関すること。

総務課

- (1) 児童相談所の事務の管理の総括に関すること。
- (2) 所の維持管理に関すること。
- (3) 所の措置に伴う費用の徴収に関すること。

に改める。

第 5 条第 2 項中「副所長」の次に「、課に課長」を加える。

第 6 条第 1 項中「副所長」の次に「、課長」を加える。

(川崎市市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第 8 条 川崎市市区役所等事務分掌規則(昭和 47 年川崎市規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表中

「保護第 2 係

保護第 3 係 (川崎福祉事務所に限る。)」

を

「保護第 2 係 」

に、

「道路公園センター

管理課

庶務係

利用調整係

財産管理係

整備課

土木整備係

公園整備係 」

を

「道路公園センター」

に改める。

第 2 条第 1 項の表地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)の部地域支援課の項第 7 号中「。」を「(」に改め、同部児童家庭課の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同部高齢・障害課の項第 4 号中「認知症施策」を「認知症初期集中支援」に改め、同部衛生課の項第 11 号中「食品衛生の普及啓発並びに営業に係る」を「食品衛生に係る普及啓発、営業の」に改め、同項第 13 号中「事業の」の次に「許可等及び」を加え、同表道路公園センターの部を次のように改める。

道路公園センター

- (1) 課の市税外収入に関すること。
- (2) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の不法占用対策及び処理に関すること。
- (3) 道路、河川、水路、駅前広場、公園、緑地及び緑道の調査、許可(河川を除く。)及び指導に関すること。
- (4) 屋外広告物の調査及び許可に関すること。
- (5) 自転車等の放置防止対策に関すること。
- (6) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の境界確認及び権原調査に関すること。
- (7) 車両制限令に関すること。
- (8) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の台帳並びに公図の閲覧に関すること。
- (9) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の監視及び指導に関すること。
- (10) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の承認工事に関すること。
- (11) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の敷地処分に係る事前審査に関すること。
- (12) 私道舗装助成に関すること。
- (13) 開発行為及び土地区画整理事業に伴う道路及び水路の協議及び引継審査に関すること。
- (14) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等との連絡調整に関すること。
- (15) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等への支援、技術的指導及び助言に関すること。
- (16) 公園、緑地等に係る多様な主体との協働及び利活用の推進に関すること。
- (17) 道路及び駅前広場の維持補修の調査、計画及び調整に関すること。
- (18) 水路事業の調査、計画及び調整に関すること。
- (19) 道路、河川、水路、駅前広場、調整池、自転車等駐車場、保管場所、公園、緑地及び緑道の保全及び工事の実施計画、設計及び監督に関すること。
- (20) 水門の操作及び維持管理に関すること。
- (21) 災害復旧工事及び受託工事の設計及び監督に

関すること。

(22) 宮前歩道橋の保全に関すること(川崎区役所に限る。)

(23) 公園及び緑地内施設並びに街路樹(植樹帯を含む。)の維持管理に関すること。

第2条第3項の表区民センターの項中第30号を削り、第31号を第30号とし、第32号から第37号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

(川崎市コード管理規則の一部改正)

第9条 川崎市コード管理規則(昭和37年川崎市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務企画局情報管理部情報化施策推進室長(以下「情報化施策推進室長」という。)」を「総務企画局デジタル化施策推進室長(以下「デジタル化施策推進室長」という。)」に改め、同条第2項中「情報化施策推進室長」を「デジタル化施策推進室長」に改める。

第5条及び第7条中「情報化施策推進室長」を「デジタル化施策推進室長」に改める。

別表中

「
総務企画局情報管理部
統計情報課長
」

を

「
総務企画局都市政策部
統計情報課長
」

に改める。

(川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年川崎市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項及び第21条第5項中「総務企画局人事部職員厚生課において行なう」を「総務企画局人事部労務厚生課において行なう」に改める。

(川崎市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第11条 川崎市職員安全衛生管理規則(平成18年川崎市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「安全管理係長、業務第1係長又は業務第2係長」を「担当係長(安全管理を担当する者に限る。)、担当係長(安全管理を担当する者を除く。)」に改める。

別表第3中「看護短期大学」を「看護大学(看護短期大学を含む。)」に改める。

(川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成20年川崎市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表危険作業手当の部(1)の項中「区役所道路公園センター整備課」を「区役所道路公園センター」に改め、同部(7)の項ア中「区役所道路公園センター整備課」を「区役所道路公園センター」に改め、同項イ中「区役所道路公園センター整備課」を「区役所道路公園センター」に、「せんてい」を「せん定」に、「(5)の項のアに掲げる者及び(7)の項のアに掲げる者」を「並びに(5)の項のア及びアに掲げる者」に改める。

(川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則の一部改正)

第13条 川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則(平成6年川崎市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(郵送請求事務センターにおいて事務に従事する職員の職の兼務)

第2条 市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課の職員で郵送請求事務センターにおいて事務に従事するものは、区役所において次条各号に掲げる事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

(川崎市私道舗装助成金支給規則の一部改正)

第14条 川崎市私道舗装助成金支給規則(昭和48年川崎市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号を次のように改める。

(2) 建設緑政局道路河川管理部長

第7条第2項第5号を次のように改める。

(5) 建設緑政局道路河川管理部管理課長

(川崎市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第15条 川崎市屋外広告物条例施行規則(昭和47年川崎市規則第80号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項及び第37条中「建設緑政局道路管理部路政課」を「建設緑政局道路河川管理部路政課」に改める。

(川崎市物品会計規則の一部改正)

第16条 川崎市物品会計規則(昭和39年川崎市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「
動物愛護センター | 所長
」

を

「

こころの相談所 動物愛護センター	所長 所長
---------------------	----------

に、

児童相談所	所長（こども家庭センターにあつては、副所長）
-------	------------------------

を

児童相談所	所長（こども家庭センターにあつては、総務課長）
-------	-------------------------

に、

課（道路公園センター及び地区健康福祉ステーションの課を除く。） 道路公園センター	課長 管理課長
---	------------

を

課（地区健康福祉ステーションの課を除く。） 道路公園センター	課長 庶務を担当する担当課長
-----------------------------------	-------------------

に改める。

別表第3中

動物愛護センター

を

こころの相談所 動物愛護センター

に、

課（道路公園センター及び地区健康福祉ステーションの課を除く。）

を

課（地区健康福祉ステーションの課を除く。）

に改める。

（地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正）

第17条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和42年川崎市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「及び人事担当」を「、人事担当の担当係長及び服務規律・内部監察担当」に改める。

（川崎市消防局の組織に関する規則の一部改正）

第18条 川崎市消防局の組織に関する規則（昭和38年川崎市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「危険物課」を「保安課」に改め、「規制係」及び「検査係」を削る。

第7条の表予防部の部危険物課の項中「危険物課」を「保安課」に改め、第21号を第27号とし、第20号を第26号とし、第19号の次に次の6号を加える。

- (20) 液化石油ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第2項に規定する一般消費者等に係るものに限る。以下同じ。）の規制に関すること。
- (21) 液化石油ガスの販売事業の登録、保安機関等の認定並びに貯蔵施設等の許可及び完成検査並びにこれらの諸届出に関すること。
- (22) 液化石油ガスの充てん設備の保安検査に関すること。
- (23) 液化石油ガスの立入検査等に関すること。
- (24) 液化石油ガスに係る災害調査に関すること。
- (25) 液化石油ガスの保安に係る技術指導等に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第18号

川崎市公文書管理規則の一部を改正する規則
川崎市公文書管理規則（平成13年川崎市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「総務企画局情報管理部行政情報課長」

を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長」に改め、同条第6号中「総務企画局情報管理部行政情報課」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改める。

第4条第1項中「総務企画局情報管理部行政情報課長」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長」に改める。

第7条第2項第4号中「川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第16条第1項若しくは第4項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川崎市条例第76号)附則第2項の規定による廃止前の川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第16条第1項又は第4項の規定による開示の請求があった公文書に係る改正前の規則の規定による保存期間の延長については、なお従前の例による。

川崎市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第19号

川崎市公印規則の一部を改正する規則

川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「総務企画局情報管理部行政情報課長」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長」に、「総務企画局情報管理部行政情報課の」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課の」に改める。

別表第1一般公印の表中

1	市印	てん書	方30	川崎市名で発する公文書	総務企画局情報管理部行政情報課長	総務企画局情報管理部行政情報課
---	----	-----	-----	-------------	------------------	-----------------

を

1	市印	てん書	方30	川崎市名で発する公文書	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課
---	----	-----	-----	-------------	-------------------------------	------------------------------

に、

12	部(室)長印	てん書	方21	部(室)長名で発する公文書	総務企画局情報管理部行政情報課長	総務企画局情報管理部行政情報課
----	--------	-----	-----	---------------	------------------	-----------------

を

12	部(室)長印	てん書	方21	部(室)長名で発する公文書	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課
----	--------	-----	-----	---------------	-------------------------------	------------------------------

に、

35	川崎市保育園長印	てん書	方21	保育園長名で発する公文書	こども未来局保育事業部運営管理課長	こども未来局保育事業部運営管理課
----	----------	-----	-----	--------------	-------------------	------------------

を

35	川崎市保育園長印	てん書	方21	保育園長名で発する公文書	こども未来局保育・子育て推進部長	こども未来局保育・子育て推進部
----	----------	-----	-----	--------------	------------------	-----------------

に改める。

別表第1専用公印の表中

1	市印	てん書	方18	印影印刷及び電子印影専用	総務企画局情報管理部行政情報課長	総務企画局情報管理部行政情報課
---	----	-----	-----	--------------	------------------	-----------------

を

「	1	市印	てん書	方18	印影印刷及び電子印影専用	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課	「	39	医療証専用市長印	てん書	方15	ひとり親家庭等医療費助成、小児医療費助成、重度障害者医療費助成及び成人ぜん息患者医療費助成に係る医療証、小児ぜん息患者医療費助成に係る医療費受給証並びにこれらに準ずる証書	川崎市保健所長に充てられた担当部長、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課長及びこども未来局児童家庭支援・虐待対策室長	健康福祉局保健医療政策部、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課及びこども未来局児童家庭支援・虐待対策室	」
に、								「	3	市長印	〃	方21	印影印刷及び電子印影専用	総務企画局情報管理部行政情報課長	総務企画局情報管理部行政情報課	」
を								「	3	市長印	〃	方21	印影印刷及び電子印影専用	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課	」
に、								「	40の3	学生証専用川崎市立看護大学長印	〃	方15	学生証専用	〃	〃	」
を								「	40の3	学生証専用川崎市立看護大学長印	〃	方15	学生証専用	〃	〃	」
	39	医療証専用市長印	てん書	方15	ひとり親家庭等医療費助成、小児医療費助成、重度障害者医療費助成及び成人ぜん息患者医療費助成に係る医療証、小児ぜん息患者医療費助成に係る医療費受給証並びにこれらに準ずる証書	川崎市保健所長に充てられた担当部長、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課長及びこども未来局児童家庭支援部こども家庭課長	健康福祉局保健医療政策部、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課及びこども未来局こども支援部こども家庭課	「	40の4	契約書まちづくり局総務部庶務課専用市長印	〃	方21	まちづくり局総務部の所掌する契約の契約書	まちづくり局総務部庶務課長	まちづくり局総務部庶務課	」
								「	40の5	契約書まちづくり局総務部庶務課専用市長職務代理者印	〃	方21	〃	〃	〃	」
を								「	45	道水路屋外広告物許可証明専用市長印	〃	方21	道水路屋外広告物許可証明専用	建設緑政局道路管理部路政課長	建設緑政局道路管理部路政課	」

45 の 2	道水路屋 外広告物 許可証明 区役所専 用市長印	〃	方21	〃	区役所道 路公園セ ンター管 理課長	区役所道 路公園セ ンター管 理課				する事務 専用			
46	道水路屋 外広告物 許可証明 専用市長 職務代理 者印	〃	方21	〃	建設緑政 局道路管 理部路政 課長	建設緑政 局道路管 理部路政 課				消防法第 3章、火 薬類取締 法、高圧 ガス保安 法、液化 石油ガス の保安の 確保及び 取引の適 正化に関 する法律 及び石油 コンビナ ート等 災害防止 法に基づ く市長の 権限に属 する事務 専用	消防局予 防部保安 課長	消防局予 防部保安 課	
46 の 2	道水路屋 外広告物 許可証明 区役所専 用市長職 務代理者 印	〃	方21	〃	区役所道 路公園セ ンター管 理課長	区役所道 路公園セ ンター管 理課	53	消防事務 専用市長 印	てん 書	方21			
を 「													
45	道水路屋 外広告物 許可証明 専用市長 印	〃	方21	道水路屋 外広告物 許可証明 専用	建設緑政 局道路河 川管理部 路政課長	建設緑政 局道路河 川管理部 路政課							
45 の 2	道水路屋 外広告物 許可証明 区役所専 用市長印	〃	方21	〃	区役所道 路公園セ ンター所 長	区役所道 路公園セ ンター							
46	道水路屋 外広告物 許可証明 専用市長 職務代理 者印	〃	方21	〃	建設緑政 局道路河 川管理部 路政課長	建設緑政 局道路河 川管理部 路政課	54	消防事務 専用市長 職務代理 者印	〃	方21	〃	消防局予 防部危険 物課長	消防局予 防部危険 物課
46 の 2	道水路屋 外広告物 許可証明 区役所専 用市長職 務代理者 印	〃	方21	〃	区役所道 路公園セ ンター所 長	区役所道 路公園セ ンター	54	消防事務 専用市長 職務代理 者印	〃	方21	〃	消防局予 防部保安 課長	消防局予 防部保安 課
に、 「													
53	消防事務 専用市長 印	てん 書	方21	消防法第 3章、火 薬類取締 法、高圧 ガス保安 法及び石 油コンビナ ート等 災害防止 法に基づ く市長の 権限に属	消防局予 防部危険 物課長	消防局予 防部危険 物課	70	割印用市 印	てん 書	縦21 横12 角なし	携帯用身 分証明書 及び学生 証等の証 明書の割 印	総務企画 局情報管 理部行政 情報課長 及び看護 大学事務 局総務学 生課長	総務企画 局情報管 理部行政 情報課及 び看護大 学事務局 総務学生 課
を 「													

70	割印用市印	てん書	縦21 横12 角なし	携帯用身分証明書及び学生証等の証明書の割印	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長及び看護大学事務局総務学生課長	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課及び看護大学事務局総務学生課
----	-------	-----	-------------------	-----------------------	--	--

に改める。

別表第2専用公印の表中

「 40-3

川崎市立看護大学長印
学 生 証 専 用

を

「 40-3

川崎市立看護大学長印
学 生 証 専 用

40-4

川 崎 市 長 印
契約書まちづくり局総務部庶務課専用

40-5

川崎市長職務代理者印
契約書まちづくり局総務部庶務課専用

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第20号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年川崎市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「第5条」を「第4条」に改め、同項第2号中「第7条」を「第6条」に改め、同項第3号中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第4号中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第5号中「第10条」を「第9条」に改め、同項第6

号中「第9条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第7号中「第15条」を「第13条」に改める。

第3条第10項第1号ウ中「第5条」を「第4条」に改め、同条第33項第1号コ中「第5条」を「第4条」に改め、「又は同条例第7条第3項の医療費の助成」を削り、同条第34項第1号カ中「第5条」を「第4条」に改め、「又は同条例第7条第3項の医療費の助成」を削り、同項第2号カ中「第5条」を「第4条」に改め、「又は同条例第7条第3項の医療費の助成」を削り、同条第35項第1号中「第5条の医療証の交付の申請」を「第4条の医療証の交付の申請」に改め、同号アからカまでの規定中「乳幼児等」を「小児」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同号アからカまでの規定中「乳幼児等」を「小児」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第15条」を「第13条」に改め、同号を同項第3号とする。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第21号

川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

川崎市庁用自動車管理規則（平成15年川崎市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「総務企画局情報管理部情報化施策推進室」を「総務企画局デジタル化施策推進室」に改める。

別表健康福祉局の項中

総務部庶務課	課長	健康福祉局（保健医療政策部、総合リハビリテーション推進センター、地域支援室、健康安全研究所及び看護大学を除く。）の所管に属する庁用自動車
保健医療政策部	庶務を担当する担当課長	保健医療政策部（動物愛護センター及び中央卸売市場食品衛生検査所を除く。）の所管に属する庁用自動車

を

「 総務部庶務課	課長	健康福祉局（動物愛護センター、中央卸売市場食品衛生検査所、総合リハビリテーション推進センター、地域支援室、健康安全研究所及び看護大学を除く。）の所管に属する庁用自動車
-------------	----	---

に改め、同表こども未来局の項中

「 こども家庭センター	庶務を担当する担当課長	こども家庭センターの所管に属する庁用自動車
----------------	-------------	-----------------------

を

「 こども家庭センター総務課	課長	こども家庭センターの所管に属する庁用自動車
-------------------	----	-----------------------

に改め、同表区役所の項中

「 道路公園センター管理課	課長	道路公園センターの所管に属する庁用自動車
------------------	----	----------------------

を

「 道路公園センター	庶務を担当する担当課長	道路公園センターの所管に属する庁用自動車
---------------	-------------	----------------------

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第22号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規

則（昭和38年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第12条又は第13条第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号中「100分の118.5」を「100分の113.5」に、「100分の210」を「100分の200」に改め、同項第2号中「100分の111」を「100分の106」に、「100分の118.5」を「100分の113.5」に改め、同項第3号中「100分の103.5」を「100分の98.5」に改め、同項第4号中「100分の97.5」を「100分の92.5」に改める。

第8条の4第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号中「100分の52.5」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改め、同項第3号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附則に次の1項を加える。

（条例附則第35項、第37項又は第38項の規定による給料を支給される職員に係る手当基礎額の加算額に関する特例措置）

7 条例附則第35項、第37項又は第38項の規定による給料を支給される職員に対する第11条第2項第2号から第5号までの規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と条例附則第35項、第37項又は第38項の規定による給料の額との合計額」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（当該額が、その者が基準日に支給を受けるべき管理職手当の月額を超える場合にあっては、当該管理職手当の月額）」とする。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 暫定再任用職員（川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第32号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の規則第8条の3、第8条の4及び別表の規定を適用する。

川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第23号

川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

川崎市職員被服貸与規則(昭和29年川崎市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項」を「川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。)第12条」に、「対し」を「対する」に改める。

第6条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項」を「定年条例第12条」に改める。別表第1建設緑政局の部中「道路管理部」を「道路河川管理部」に、「占用及び」を「占用又は」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 改正後の規則第6条第3項の規定は、被貸与者が貸与期間中において、退職した後引き続き川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第32号)附則第5項、第6項、第13項又は第14項の規定により採用され、当該採用の後において既に貸与された被服と同一の被服が貸与される場合について準用する。この場合において、改正後の規則第6条第3項中「定年条例第12条」とあるのは「川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第32号)附則第5項、第6項、第13項又は第14項」と、「採用され、異動し、又は職種若しくは職務の内容を変更し」とあるのは「採用され」と、「当該採用、異動又は変更」とあるのは「当該採用」と読み替えるものとする。

川崎市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第24号

川崎市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

川崎市自転車競走電話投票実施規則(平成7年川崎市規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」を「第36条」に改める。

第36条を削り、第37条を第36条とする。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規

則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第25号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第79条第2項第1号を次のように改める。

(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第2項に規定する第一種指定化学物質

第79条第2項中第2号から第64号までを削り、第65号を第2号とする。

別表第14の2の2水質の汚濁の原因となる物質の表中87の項を91の項とし、74の項から86の項までを4項ずつ繰り下げ、73の項を75の項とし、同項の次に次のように加える。

76	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩
77	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びその塩

別表第14の2の2水質の汚濁の原因となる物質の表中72の項を74の項とし、55の項から71の項までを2項ずつ繰り下げ、54の項を55の項とし、同項の次に次のように加える。

56	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
----	----------------------

別表第14の2の2水質の汚濁の原因となる物質の表中53の項を54の項とし、5の項から52の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。

5	アニリン
---	------

第35号様式の2(表)中「あて先」を「宛先」に、

「氏名 印」

を「氏名」

に、

- 「
- 1 指定荷主又は指定荷受人の要件及び規模の欄には、該当する□内にレ印を記載し、右欄に規模を記載してください(第3号の要件に該当する事業者にあつては、1日当たりの処理能力が最も大きい施設(施設一式)について、施設(施設一式)の種類及び1日当たりの処理能力を記載してください。)
 - 2 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつては、その代表者)が署名することができます。
- 」

を

「

指定荷主又は指定荷受人の要件及び規模の欄には、該当する口内にレ印を記載し、右欄に規模を記載してください(第3号の要件に該当する事業者にあつては、1日当たりの処理能力が最も大きい施設(施設一式)について、施設(施設一式)の種類及び1日当たりの処理能力を記載してください。)

に改め、同様式(裏)中

環境配慮行動 要請票の提供手段 ごとの要請件数	1	契約書への記載による要請	件
	2	契約書以外の書面による要請	件
	(1)	要請先が受領した旨の署名又は記名押印があるもの	件
	(2)	要請先が受領した旨の署名又は記名押印がないもの	件
	3	電磁的記録による要請	件
	合 計		件

を

環境配慮行動 要請票の提供手段 ごとの要請件数	1	契約書への記載による要請	件	
	2	契約書以外の書面による要請	件	
	3	電磁的記録による要請	件	
		合 計		件

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市リサイクルコミュニティセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第26号

川崎市リサイクルコミュニティセンター条例施行規則を廃止する規則

川崎市リサイクルコミュニティセンター条例施行規則(平成5年川崎市規則第101号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第27号

川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成8年川崎市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第17条中「第3項」を「第2項」に改める。

第17条の2中「又は第3項」を「又は第2項」に、「同

条第4項後段」を「同条第3項後段」に、「同条第6項」を「同条第5項」に、「特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項)の入院届及び記録」を「特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項)の入院届及び記録」に改める。

様式目次中「特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項)の入院届及び記録」を「特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項)の入院届及び記録」に改める。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式

措置入院決定のお知らせ

年 月 日
川崎市 長

様

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態
③昏迷状態 ④統合失調症等意識障害状態 ⑤抑鬱状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態
⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他()にあり、御自身を
傷つけたり、又は他人に害を及ぼしたりするおそれがあることから、①精神保健及び精神
障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第
29条の2の規定)による入院措置(①措置入院 ②緊急措置入院)が必要であると認め
たので通知します。

【入院中の生活について】

1 あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり、出したりすることは、制限なく行
うことができます。ただし、封筒に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員
と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物を病院で預かることがあります。

2 あなたの入院中、次の人との電話や面会については、制限なく行うことができます。

(1) 人権に関係する行政機関の職員(川崎市の職員など)

(2) あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの御家族等の希望により、あなたの代
理人にならうとする弁護士

それら以外の人との電話や面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的
に制限することがあります。

3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合、行動制限を受けることがあります。

4 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点があり
ましたら、速慮なく病院の職員にお話しください。

【入院や入院生活に御納得のいかない場合】

あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたの御家族等は、退
院や病院の処遇の改善を指示するよう、川崎市長に請求することができます。この点につい
て、詳しくお知らせになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は次のところにお問合
せください。



なお、この措置について不服がある場合は、この措置があったことを知った日の翌日から
起算して8月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この措置の取
消しを求める訴えは、この措置があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、
当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川
崎市長が被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第19号様式(裏)中「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」に改める。

第20号様式(表)中「特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項)の入院届及び記録」を「特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項)の入院届及び記録」に、「第33条第6項」を「第33条第5項」に改め、同様式(裏)中「第33条第6項」を「第33条第5項」に改める。

第22号様式の2(裏)中「第33条第6項」を「第33条第5項」に改める。

第24号様式(裏)及び第25号様式(裏)中「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票(第8号様式を除く。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第28号

川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和47年川崎市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第8条中「毎月」を「毎年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第29号

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律施行細則(平成18年川崎市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第12条、第12条の2及び第13条の4中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市規則第30号

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則(昭和46年川崎市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第15条の表中

「

条例第31条第3号に規定する業務	1日20名
条例第31条第4号に規定する業務	1日20名

」

を

「

条例第31条第3号に規定する業務	1日10名
条例第31条第4号に規定する業務	1日30名

」

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市規則第31号

川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市国民健康保険条例施行規則(昭和33年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第32条の2第2項」を「第32条の3第2項」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式

押 印		国民健康保険出産育児一時金支給申請書		年 月 日	
(宛先)川崎市 区 区長 (申請人(世帯主))		被保険者証記号・番号	50-		
(郵便番号)		分べん被保険者氏名 (出産した母親の氏名)			
川崎市 区		出 産 し た 日		年 月 日	
氏 名					
電 話		次のおと国民健康保険出産育児一時金の支給を申請します。			
		申請金額		¥	
		出産した母親の6箇月前の健康保険の状況についてお答えください。			
出 産 し た 日		より		6 箇 月 前 の 健 康 保 険 の 状 況	
		<input type="checkbox"/> 会社、共済組合等の健康保険(勤務先) <input type="checkbox"/> 被保険者本人 <input type="checkbox"/> 被扶養者：資格をなくした日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 川崎市国民健康保険 <input type="checkbox"/> 他の国民健康保険(市町村・国保組合) <input type="checkbox"/> その他			
処理欄					
次のとおり口座振込を依頼します。					
振込先	銀行	支店	預金種目	1普通	2当座
	信用金庫	支店コード	フリガナ		口座番号
	農 協		口座名義人		
※ 世帯主名義の口座以外の口座に振込を希望する場合は、次の委任状を記入してください。 委任者(世帯主) 氏名の欄には、世帯主本人が氏名を自署(自署できない場合は記名押印)してください。					
委 任 状	委任者(世帯主)	氏名	委任者(口座名義人)	氏名	

第8号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、「雇用保険受給資格者証」の次に「又は雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第32号

川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市小児医療費助成条例施行規則(平成7年川崎市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を削る。

第7条第1項中「第5条」を「第4条」に、「小児(乳幼児等)医療証交付申請書」を「小児医療証交付申請書」に改め、同項第3号中「条例第4条第1項に規定する」

を削り、同条第2項中「第5条」を「第4条」に改め、「(当該対象者が条例第4条第1項の規定に該当する場合を除く。以下この項において同じ。)」を削り、「し、条例第3条」を「し、同条」に、「小児(乳幼児等)医療証不交付決定通知書」を「小児医療証不交付決定通知書」に改め、同条を第5条とする。

第8条第1項中「乳児の医療証」を「医療証」に、「満1歳に達する日の属する月の末日」を「次の各号に掲げる小児の区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、満15歳に達する日以後の最初の3月31日(条例第5条第2項に規定する市長が特別の理由があると認める者)にあっては、満18歳に達する日の属する月の末日)を限度とする。

第8条第1項に次の各号を加え、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

- (1) 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの小児 満9歳に達する日の属する年度の末日
- (2) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの小児(前号に掲げる者を除く。)及び条例第5条第2項に規定する市長が特別の理由があると認める者 毎年8月31日

第9条第1項中「小児(乳幼児等)医療証再交付申請書」を「小児医療証再交付申請書」に改め、同条を第7

条とする。

第10条(見出しを含む。)中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第11条を次のように改め、同条を第9条とする。

(条例第5条第2項の市長が特別の理由があると認める者)

第11条 条例第5条第2項に規定する「市長が特別の理由があると認める者」は、第2条各号に掲げるものをいう。

第12条第1項中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同項第1号及び第2号中「乳幼児等」を「小児」に改め、同条第2項中「第7条第2項」を「第6条第2項」に、「小児(乳幼児等)医療費助成申請書」を「小児医療費助成申請書」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項第2号中「第7条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号」を「第5条第1項各号(第3号を除く。)」に改め、同項第3号を削り、同項を同条第3項とし、同条を第10条とする。

第13条中「前条第2項又は第3項」を「前条第2項」に、「第7条第2項又は第3項」を「第6条第2項」に、「(第7号様式)」を「(第6号様式)」に、「(第8号様式)」を「(第7号様式)」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に、「小児(乳幼児等)医療費助成変更(消滅)届(第9号様式)」を「小児医療費助成変更(消滅)届(第8号様式)」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「(第10号様式)」を「(第9号様式)」に改め、同条を第13条とする。

第16条を第14条とし、第17条を第15条とする。

第1号様式中「小児(乳幼児等)医療証交付申請書」を「小児医療証交付申請書」に、「、乳幼児等」を「、小児」に、

「

乳幼児等との続柄

」

を

「

小児との続柄

」

に、

「

3

乳幼児等

」

を

「

3

小児

」

に、

「

4

乳幼児等の加入保険状況

を

「

4

小児の加入保険状況

に、

「

乳幼児等との続柄

を

「

小児との続柄

に、

5
乳幼児等と申請者との関係

を

5
小児と申請者との関係

に改める。

第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式

		乳				医 療 証	
負担者番号	8	1	1	4			
受給者番号							
小 住 所							
氏 名							
見 生 年 月 日	年	月	日	生			
申 請 者 氏 名							
有 効 期 間	年	月	日	か	ら	年	月
自 己 負 担 上 限 額 (一 部 負 担 金)	年	月	日	ま	で		
上記の者は、川崎市小児医療費助成条例により医療費の一部を川崎市が助成する者であることを証明します。							
				川 崎 市 長 印			
交 付 年 月 日	年	月	日				

注 意 事 項

- 1 この証は、保険の自己負担分（自己負担上限額の欄に金額の記載がある場合は、その金額を超える額）を支払わないで受診できる証ですから、大切にしてください。
- 2 この制度による助成を受けるときは、必ずこの証と健康保険証と一緒に病院等の窓口で提示してください。
- 3 他の公費医療の受給者証等をお持ちの場合は、その公費医療の受給者証等を必ずこの証と一緒に病院等の窓口で提示してください。
- 4 この証は、次の場合には使用できません。
 (1) 神奈川県外の病院等で受診したとき。
 (2) この制度を取り扱わない病院等で受診したとき。
- 5 4 の場合には、医療費の自己負担分を病院等で支払い、その後、領収書、預金通帳及びこの証を持参して、次の窓口で医療費の助成を申請してください。
- 6 食事療養標準負担額は、助成の対象外です。
- 7 受給者の資格がなくなったとき（例 川崎市外へ転出したとき）や、有効期間を経過したときは、この証を次の窓口に戻してください。
- 8 氏名、住所、健康保険等に変更があったときは、次の窓口でこの証を添えて届け出てください。
- 9 この証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、次の窓口で医療証の再交付を申請してください。
- 10 偽りその他の不正な行為により助成を受けたとき（例 川崎市外へ転出した後で、この証を返却せずに、この証を使用して助成を受けたとき）は、助成を受けた額の全額又は一部を返還しなければなりません。

窓 口
問合せ先

第3号様式中「小児(乳幼児等)医療証不交付決定通知書」を「小児医療証不交付決定通知書」に改め、「(乳幼児等)」を削る。

第4号様式中「小児(乳幼児等)医療証再交付申請書」を「小児医療証再交付申請書」に、

「
乳幼児等氏名 _____」

乳幼児等生年月日 ____年__月__日生」

を

「
小 児 氏名 _____」

生年月日 ____年__月__日生」

に改める。

第5号様式中「小児(乳幼児等)医療費助成申請書」を「小児医療費助成申請書」に、

「
乳幼児等氏名 _____」

を

「
小 児 氏 名 _____」

に改める。

第6号様式を削り、第7号様式を第6号様式とし、第8号様式を第7号様式とする。

第9号様式中「小児(乳幼児等)医療費助成変更(消滅)届」を「小児医療費助成変更(消滅)届」に、

「
乳 幼 児 等 氏 名 _____」

を

「
小 児 氏 名 _____」

に、

「
乳 幼 児 等 _____」

を

「
小 児 _____」

に、

「
1 申請者
2 乳幼児等」

を

「
1 申請者
2 小 児」

に、

「
乳幼児等との続柄」

を

「
小児との続柄」

に、

「
氏名 _____ 印」

を

「
氏名 _____」

に改め、同様式を第8号様式とする。

第10号様式を第9号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第33号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則(昭和37年川崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。

別表第1初山の項中「290」を「250」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第34号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第13号）中第2条の4第1項の改正規定、第6条第1項の表富士見公園の項の改正規定（パークセンターシャワー、多目的広場及び多目的広場照明施設（以下これらを「パークセンターシャワー等」という。）に係る部分を除く。）、同条第2項の表の改正規定（パークセンターシャワー等に係る部分を除く。）、第8条第1項の改正規定、第8条の2第1項の改正規定、同条第3項の表の改正規定（パークセンターシャワー等に係る部分を除く。）並びに附則第2項及び第3項の規定並びに川崎市都市公園条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第85号）（第2条及び附則第2項の規定に限る。）の施行期日は、令和5年4月1日とする。

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第35号

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則（昭和32年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「区役所道路公園センター管理課長（以下「管理課長」を「区役所道路公園センターの管理事務を担当する担当課長（以下「担当課長」に改める。

第5条第1項ただし書及び同条第3項中「管理課長」を「担当課長」に改め、同条第4項ただし書を削り、同条第5項中「管理課長」を「担当課長」に、「から第2号様式の14まで」を「及び第2号様式の4」に改め、「又は釣池団体利用券（第2号様式の16）」を削り、同条第6項を削る。

第6条第1項の表を次のように改める。

有料施設の使用料

種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
陸上競技場 多摩川緑地 古市場	1回（4時間以内）	910円		
野球場 御幸 とんびいけ	同（2時間以内）	2,540円		
	同（同）	2,540円		

多摩川緑地 上平間	同（同）	500円		
丸子橋	同（同）	2,540円		
上丸子天神町第1	同（同）	500円		
上丸子天神町第2	同（同）	500円		
上丸子天神町第3	同（同）	500円		
上丸子天神町第4	同（同）	500円		
北見方第1	同（同）	500円		
北見方第2	同（同）	500円		
諏訪	同（同）	500円		
二子第1	同（同）	500円		
二子第2	同（同）	500円		
宇奈根第1	同（同）	500円		
宇奈根第2	同（同）	500円		
野球場 照明施設 御幸 とんびいけ	同（1時間以内）	6,110円		
サッカー場 多摩川緑地 上平間 古市場	同（2時間以内）	500円		
テニスコート とんびいけ	1面 1回（1時間以内）	760円		
水泳プール 大師 平間 小倉西 稲田	1回（4時間以内）	18,330円	1人1回 15歳以上の者 300円 3歳以上15歳 未満の者（中 学生を含む。） 100円	
野外音楽堂	同（同）	6,350円		

第6条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、入場料その他これに類する料金を徴収して有料施設を利用する場合の使用料の額は、前項の表に定める使用料の5倍（学生、生徒及び児童の競技に利用する場合にあっては3倍）に相当する額とする。

第15条第1項第3号中「、野球場照明施設、野球場会議室、野球場シャワー室、野球場ロッカー室、野球場関係者室又は屋内野球練習場」を「又は野球場照明施設」に改め、同条第2項第3号中「野球場」の次に「、野球場照明施設、野球場会議室、野球場シャワー室、野球場ロッカー室、野球場関係者室又は屋内野球練習場」を加える。

第16条第1項及び第19条中「管理課長」を「担当課長」に改める。

第2号様式の1(1)から第2号様式の8までを削り、第1号様式の次に次の2様式を加える。

第 2 号様式の 2

有料施設利用券		年	月	日
様		区役所道路公園センター担当課長 印		
次のおり施設の利用を承認します。				
利 用 日				
入 場 料 等 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
利 用 者 区 分	<input type="checkbox"/> 学生、生徒又は児童の競技に利用 <input type="checkbox"/> その他			
利 用 目 的				
種別	区分	利用時間		
陸上競技場				
野球場				
野球場照明施設				
サッカー場				
テニスコート				
水泳プール				
野外音楽堂				
使用料				円

第 2 号様式の 1

有料施設利用承認申請書		年	月	日
(宛先)	区役所道路公園センター担当課長	住所 氏名 団体名 電話		
次のおり施設を利用したいので申請します。				
利 用 日				
入 場 料 等 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
利 用 者 区 分	<input type="checkbox"/> 学生、生徒又は児童の競技に利用 <input type="checkbox"/> その他			
利 用 目 的				
種別	区分	利用時間		
陸上競技場				
野球場				
野球場照明施設				
サッカー場				
テニスコート				
水泳プール				
野外音楽堂				

第2号様式の9を第2号様式の3とし、第2号様式の10を第2号様式の4とし、第2号様式の11から第2号様式の17までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第36号

川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市港湾施設条例施行規則（昭和32年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第11号様式中

*利用者コード		利用場所	川崎市川崎区
種 別	荷役機械置場		m ²
	シャーシー置場		区画

を

*利用者コード	荷役機械置場	利用場所	川崎市川崎区
		利用面積	m ²

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第37号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第101条を次のように改める。

(繰替払)

第101条 令第164条第5号の規定により現金を繰り替えて使用させることができる経費は、指定納付受託者による歳入金又は歳入歳出外現金の納付に関する事務に係る手数料とし、繰り替えて使用させることができる現金は、当該指定納付受託者により納付される収入金とする。

別表第1 健康福祉局の項中

動物愛護センター	所長
----------	----

を

こころの相談所	所長
動物愛護センター	所長

に改め、同表こども未来局の項中「副所長」を「総務課長」に改め、同表区役所の項中「道路公園センター及び」を削り、「管理課長」を「庶務を担当する担当課長」に改める。

別表第2 総務企画局の項中

秘書部	秘書課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
シティプロモーション推進室	庶務を担当する担当課長		室の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

シティプロモーション推進室	庶務を担当する担当課長	室の事務事業に附帯する諸収入の収納
---------------	-------------	-------------------

に、

	庁舎管理課	課長	私用電話料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	コンプライアンス推進室	庶務を担当する担当課長	審査請求に係る提出書類の写し等の交付に要する費用その他室の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

庁舎管理課	課長	私用電話料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
-------	----	---------------------------

に、「情報管理部」を「コンプライアンス推進・行政情報管理部」に、「職員厚生課」を「労務厚生課」に改め、同表健康福祉局の項中

障害福祉課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
障害者雇用・就労推進課	課長	就労支援事業収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

障害福祉課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
-------	----	-------------------

に、

保健医療政策部	動物愛護センター	所長	動物愛護センター使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
---------	----------	----	---------------------------------

を

保健医療政策部	動物愛護センター	所長	動物愛護センター使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
	中央卸売市場食品衛生検査所	所長	食品衛生許可手数料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納

に改め、同表子ども未来局の項中

子育て推進部	保育対策課	課長	保育所利用者負担額収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
保育事業部	保育・子育て総合支援センター	所長	一時預かり事業使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納

子ども支援部	子ども家庭課	課長	母子福祉資金貸付金収入、父子福祉資金貸付金収入、寡婦福祉資金貸付金収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	子ども保健福祉課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

保育・子育て推進部	保育・子育て総合支援センター	所長	一時預かり事業使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
保育・幼児教育部	保育対策課	課長	保育所利用者負担額収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納

に、「副所長」を「総務課長」に改め、同表建設緑政局の項中「道路管理部」を「道路河川管理部」に、「屋外広告物許可手数料」を「特殊車両通行許可手数料」に、

施設維持課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
河川課	課長	河川敷占用料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

施設維持課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
-------	----	-------------------

に改め、同表区役所の項中

道路公園センター	管理課	課長	路面復旧費負担金収入、道路附属物占用料、水路敷占用料、屋外広告物許可手数料、公園使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
----------	-----	----	---

を

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市消防立入検査証規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第38号

川崎市消防立入検査証規則の一部を改正する規則

川崎市消防立入検査証規則(平成14年川崎市規則第83号)の一部を次のように改正する。

本則中「並びに」の次に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第83条第8項及び」を加える。

別記様式裏面中「第62条」の次に「、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により交付されている立入検査証は、改正後の規則(以下「新規則」という。)の規定による立入検査証の交付を受けるまでの間、新規則の規定により交付された立入検査証とみなす。

告 示

川崎市告示第131号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和5年3月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第132号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法

第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和5年3月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第133号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和5年3月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第134号

川崎市路上喫煙防止重点区域における市長が別に定める場所の指定解除について

川崎市路上喫煙の防止に関する条例(平成17年川崎市条例第95号)第8条ただし書の規定に基づき路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。)に指定した市長が別に定める場所(以下「指定喫煙場所」という。)を解除しますので、次のとおり告示します。

令和5年3月16日

川崎市長 福田紀彦

指定解除の効力が生ずる日	重点区域の名称	指定喫煙場所の名称及び場所	位置
令和5年3月27日	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺	登戸駅第1指定喫煙場所 多摩区登戸3465番の一部	別図のとおり

別図



川崎市告示第135号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和5年3月22日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのない

ものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第136号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和5年2月13日招集の令和5年第1回川崎市議会定例会において、令和5年3月17日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。
令和5年3月23日

川崎市長 福田紀彦

- 令和5年度川崎市一般会計予算
- 令和5年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 令和5年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 令和5年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 令和5年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 令和5年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 令和5年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 令和5年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 令和5年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 令和5年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 令和5年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 令和5年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 令和5年度川崎市公債管理特別会計予算
- 令和5年度川崎市病院事業会計予算
- 令和5年度川崎市下水道事業会計予算
- 令和5年度川崎市水道事業会計予算
- 令和5年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 令和5年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 令和4年度川崎市一般会計補正予算
- 令和4年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 令和4年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
- 令和4年度川崎市病院事業会計補正予算
- 令和4年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
- 令和4年度川崎市下水道事業会計補正予算

令和5年度川崎市一般会計予算

令和5年度川崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 867,262,120 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた

第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 市	税		千円 381,183,553
		1 市民税	199,004,079
		2 固定資産税	134,476,160
		3 軽自動車税	1,024,211
		4 市たばこ税	9,310,629
		5 特別土地保有税	2
		6 入湯税	29,084
		7 事業所税	9,200,610
		8 都市計画税	28,138,778
2 地方譲与	税		3,044,853
		1 地方揮発油譲与税	706,739
		2 自動車重量譲与税	1,652,015
		3 地方道路譲与税	1
		4 森林環境譲与税	164,128
		5 特別とん譲与税	513,244
		6 航空機燃料譲与税	1
		7 石油ガス譲与税	8,725
3 利子割交付金			127,107
		1 利子割交付金	127,107
4 配当割交付金			2,883,174
		1 配当割交付金	2,883,174
5 株式等譲渡所得割交付金			2,894,729
		1 株式等譲渡所得割交付金	2,894,729
6 分離課税所得割交付金			409,114

場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

款	項	金 額 千円
	1 分離課税所得割交付金	409,114
7 法人事業税交付金		3,679,409
	1 法人事業税交付金	3,679,409
8 地方消費税交付金		35,633,981
	1 地方消費税交付金	35,633,981
9 ゴルフ場利用税交付金		35,849
	1 ゴルフ場利用税交付金	35,849
10 環境性能割交付金		878,208
	1 環境性能割交付金	878,208
11 軽油引取税交付金		3,747,899
	1 軽油引取税交付金	3,747,899
12 地方特例交付金		2,065,941
	1 地方特例交付金	2,065,940
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1
13 地方交付税		394,634
	1 地方交付税	394,634
14 交通安全対策特別交付金		346,278
	1 交通安全対策特別交付金	346,278
15 分担金及び負担金		8,937,204
	1 負担金	8,937,204
16 使用料及び手数料		16,941,647
	1 使用料	12,299,947
	2 手数料	4,641,700
17 国庫支出金		163,026,629

款	項	金 額 千円
	1 国庫負担金	129,222,085
	2 国庫補助金	93,815,074
	3 委託金	489,470
18 県支出名		42,100,083
	1 県負担金	27,894,753
	2 県補助金	11,052,506
	3 委託金	3,152,824
19 財産収入		8,563,590
	1 財産運用収入	1,751,368
	2 財産売却収入	6,812,222
20 寄附金		1,271,820
	1 寄附金	1,271,820
21 繰入金		89,205,624
	1 基金繰入金	86,233,569
	2 特別会計繰入金	2,972,055
22 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
23 諸収入		34,084,794
	1 延滞金及び加算金	173,390
	2 市預金利子	854
	3 貸付金元利収入	21,461,525
	4 収益事業収入	3,820,931
	5 受託事業収入	202,158
	6 雑収入	8,425,936
24 市債		65,706,000
	1 市債	65,706,000
	合計	867,262,120

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費	1 議 会 費	1,851,826
	2 総 務 費	56,797,786
3 市 民 文 化 費	1 職 員 管 理 費	30,965,192
	2 総 務 管 理 費	17,395,944
	3 危 機 管 理 費	907,581
	4 臨 海 部 国 際 戦 略 費	1,096,096
	5 徴 税 費	5,079,328
	6 選 挙 費	874,438
	7 統 計 調 査 費	192,421
	8 人 事 委 員 会 費	122,237
	9 監 査 費	164,559
4 こ じ ゃ う 未 来 費	1 市 民 文 化 費	8,539,345
	2 こ じ ゃ う 青 少 年 費	136,331,206
5 健 康 福 祉 費	1 こ じ ゃ う 支 援 費	46,427,111
	2 こ じ ゃ う 支 援 費	89,904,095
	1 健 康 福 祉 費	183,886,270
	2 社 会 福 祉 費	10,292,403
	3 生 活 保 護 費	934,120
	4 老 人 福 祉 費	59,055,853
	5 障 害 者 福 祉 費	20,993,705
	6 国 民 年 金 費	56,157,671
	7 公 衆 衛 生 費	338,008
8 公 害 保 健 費	28,189,783	
9 保 健 衛 生 施 設 費	2,011,859	
		1,410,049

款	項	金 額 千円
6 環 境 費	10 保 健 所 費	33,403
	11 看 護 大 学 費	685,166
	12 施 設 整 備 費	3,784,250
	1 環 境 管 理 費	38,960,620
	2 公 害 対 策 費	3,396,590
7 経 済 労 働 費	3 ご ゝ み 処 理 費	886,953
	4 し 尿 処 理 費	13,914,119
	5 施 設 費	589,635
	1 産 業 経 済 費	20,173,323
	2 商 工 業 費	25,631,080
8 建 設 緑 政 費	1 産 業 経 済 費	1,004,541
	2 商 工 業 費	687,644
	3 中 小 企 業 支 援 費	22,292,513
	4 農 業 費	211,778
	5 労 政 費	1,434,604
9 港 灣 費	1 建 設 緑 政 管 理 費	29,253,550
	2 道 路 橋 ゝ う 費	2,756,465
	3 街 路 事 業 費	12,107,471
	4 広 域 道 路 費	5,535,817
	5 河 川 費	59,697
	6 緑 化 費	4,071,202
	7 自 然 保 護 対 策 費	642,676
	8 公 園 費	841,015
1 港 灣 管 理 費		3,239,207
		10,404,271
2 港 灣 建 設 費		3,394,528
		7,009,743

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
市議会議事録作成業務委託経費	令和6年度から 令和9年度まで	千円 24,573
第3庁舎改修事業費(その2)	令和6年度	488,123
新本庁舎等移転関連事業費(その2)	令和6年度	47,290
新本庁舎付随施設整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	596,546
新本庁舎什器等整備経費	令和5年度から 令和6年度まで	32,984
磁気テープ等の保管集配業務委託経費	令和6年度	30
CIO補佐・ITガバナンス支援委託経費	令和6年度から 令和7年度まで	33,880
情報システム基盤運用支援業務委託経費	令和6年度から 令和9年度まで	160,160
令和5年度公共建築物 寿命化対策事業費	令和5年度から 令和6年度まで	413,121
現宮前区役所等施設・ 用地活用方針検討事業費	令和6年度から 令和7年度まで	11,194
口座振替取納于一夕 伝送業務委託経費	令和5年度から 令和10年度まで	16,350
令和5年度川崎臨海部投資促進事業費	令和5年度から 令和17年度まで	700,000
令和5年度川崎臨海部 研究開発機能強化事業費	令和5年度から 令和18年度まで	5,000,000
大師橋駅前地区整備推進事業費	令和6年度	596,000
課税事務及び証明窓口事務等委託経費	令和6年度	17,714
納税通知書等印刷・製本 封入封緘業務委託経費	令和5年度から 令和6年度まで	58,627

款	項	金 額
10	まちづくり費	千円 19,519,618
	1 まちづくり管理費	495,306
	2 計画費	519,156
	3 整備事業費	8,402,597
	4 建築管理費	1,378,289
	5 住宅費	8,724,270
11	区役所費	18,462,490
	1 区政振興費	13,699,363
	2 戸籍住民基本台帳費	4,763,127
12	消防費	16,686,768
	1 消防費	16,686,768
13	教育費	115,566,499
	1 教育総務費	35,330,817
	2 小学校費	29,268,620
	3 中学校費	13,717,093
	4 高等学校費	3,686,532
	5 特別支援教育費	2,850,268
	6 社会教育費	3,280,409
	7 体育保健費	12,722,001
	8 教育施設費	14,710,759
14	公債費	74,019,775
	1 公債費	74,019,775
15	諸支出金	130,651,006
	1 繰出金	130,651,006
16	予備費	700,000
	1 予備費	700,000
	歳出合計	867,262,120

事 項	期 間	限 度 額 千円
障害者福祉バス運行事業実施委託経費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	35,000
障害介護人材育成雇用委託経費	令和 6 年度	4,799
ピアサポーターセンター援助事業費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	2,592
健康ポインツ事業費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	19,954
予防接種運用事業費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	148,933
葬祭場施設整備事業費	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	70,905
総合福祉センター等整備事業費	令和 6 年度	51,267
社会福祉施設大規模修繕事業費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	585,000
授産学園再編整備事業費	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	2,262,593
電気自動車等用充電設備設置費補助金	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	10,000
LED化推進事業費(E.S.C.事業)	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	63,090
小物金属収集運搬業務経費	令和 5 年度から 令和 10 年度まで	2,128,585
普通ごみ等収集運搬業務委託経費 (川崎区、多摩区、麻生区)	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	497,472
ミックステーパー一分別収集運搬業務経費	令和 5 年度から 令和 10 年度まで	2,323,270

事 項	期 間	限 度 額 千円
市民税額決定通知等 印字・封入封緘業務委託経費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	30,026
電子計算機入力データ 穿孔業務委託経費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	24,888
イメージ管理システム ソフトウェア等保守委託経費	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	7,054
令和 5 年度民間児童福祉施設整備に係る 金融機関からの借入金への返済補助金	令和 6 年度から 令和 28 年度まで	144,178
地域子育て支援事業費	令和 6 年度	64,194
わくわくくわくプラザ施設整備費(その 2)	令和 6 年度	9,487
児童相談所整備事業費	令和 6 年度	1,339,096
民間保育所整備事業費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	603,142
公立保育所整備事業費(その 2)	令和 6 年度	86,957
福祉総合情報システム帳票 封入封緘業務委託経費(その 2)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	21,635
文書保管・搬送等委託経費	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	3,228
生活自立・仕事相談センター委託経費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	397,162
生活保護受給者金銭 管理等支搬事業費(その 2)	令和 6 年度	13,992
生活困窮者自立支援金	令和 6 年度から	566
文書保管・搬送等委託経費	令和 10 年度まで	
福祉人材確保支援事業費	令和 6 年度	104,727
令和 5 年度民間特別養護 老人ホーム等整備事業費	令和 6 年度	952,524

事 項	期 間	限 度 額 千円
加瀬クリーンセンター施設整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	21,912
浮島処理センター粗ごみ処理施設 基幹的施設整備改良事業費	令和5年度から 令和6年度まで	1,450,000
浮島処理センター高圧変圧器改修事業費	令和5年度から 令和6年度まで	210,167
現根処理センター機械設備整備事業費	令和6年度	12,724
現根処理センター建設工事 発注仕様書作成等業務委託経費	令和5年度から 令和9年度まで	85,514
現根処理センター高圧低圧電気 入替工事負担金	令和5年度から 令和7年度まで	34,000
現根処理センター電気設備整備事業費	令和6年度	18,190
入江崎クリーンセンター整備事業費	令和5年度から 令和9年度まで	3,771,901
令和5年度がらんぼるものづくり 企業操業環境整備助成事業費	令和5年度から 令和7年度まで	60,000
総合的就業支援事業費 (キャリアサポートかわさき運営事業)	令和6年度から 令和7年度まで	173,924
労働会館・教育文化会館再編整備事業費	令和6年度	4,953,440
道路維持作業用車両購入経費	令和5年度から 令和6年度まで	40,908
一般国道409号整備事業費	令和6年度	234,637
万入橋長寿命化修繕事業費	令和6年度	114,360
生田根岸跨線橋(本線) 長寿命化修繕事業費	令和6年度	175,356
放置自転車等総合対策業務委託経費	令和6年度	400,908
都市計画道路対宿小田中線整備事業費	令和6年度	219,920

事 項	期 間	限 度 額 千円
空き缶・ペットボトル等分別収集 運搬業務経費(中原区、高津区、宮前区)	令和5年度から 令和10年度まで	1,871,605
プラスチック製容器包装 分別収集運搬業務経費	令和5年度から 令和10年度まで	4,048,641
ごみ収集車両整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	290,013
生活環境普及車両整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	1,689
編処理センター適正 搬入等管理業務委託経費	令和5年度から 令和8年度まで	235,950
廃棄物処理施設整備構想策定業務委託経費	令和6年度	16,157
空き缶・ペットボトル選別作業委託経費	令和5年度から 令和10年度まで	852,777
資源化処理事業運営委託経費	令和5年度から 令和10年度まで	151,039
空き瓶選別作業委託経費	令和5年度から 令和10年度まで	563,690
浮島処理センター資源化処理施設 運営管理等業務委託経費	令和5年度から 令和7年度まで	414,190
橋処理センター資源化処理施設 運営管理等業務委託経費	令和5年度から 令和8年度まで	633,023
浮島1期排水処理施設 運搬管理業務委託経費	令和5年度から 令和8年度まで	519,750
浄化槽清掃車両整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	134,705
王禅寺処理センター施設整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	11,968

事 項	期 間	限 度 額 千円
消防車両購入事業費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	266,941
出張所改築事業費	令和 6 年度	147,162
日本民家園総合防災整備事業費	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	178,605
学校給食費公会計化事業費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	4,730
令和 5 年度校舎建築事業費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	1,071,746
校内 LAN 整備事業費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	11,249
義務教育施設営繕費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	20,000
既存教室冷房化事業費	令和 5 年度から 令和 2.2 年度まで	30,314,459
令和 5 年度学校施設 長期保全計画推進事業費	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	520,989
学校施設包括管理導入事業費	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	903,867
中央支援学校整備事業費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	489,522
社会教育施設補修事業費	令和 6 年度	34,801
教育文化会館再整備事業費	令和 6 年度	38,682
宮前市民館・図書館再整備事業費	令和 6 年度	101,657
令和 5 年度公共施設 管理運営事業費	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	4,258,675

事 項	期 間	限 度 額 千円
世田谷町田線(片平)整備事業費	令和 6 年度	402,190
尻手黒川線整備事業費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	2,719,900
平瀬川支川改修事業費	令和 6 年度	56,000
全国都市緑化フェア事業費	令和 6 年度	35,428
夢見ヶ崎動物公園魅力創出事業費	令和 6 年度	150,091
富士見公園再編整備事業費(その 2)	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	49,874
等々力緑地再編整備事業費(その 2)	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	231,444
船舶新造事業費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	512,324
浮島 2 期地区維持管理事業費	令和 6 年度	1,746,000
港湾施設改良事業費	令和 6 年度	62,642
臨港道路東扇島水江町線 直轄工事負担金	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	4,900,000
整戸駅前広場整備事業費	令和 6 年度	5,810
小杉駅周辺交通機能整備事業費(その 2)	令和 6 年度	7,701
南武線駅アクセス向上等整備事業費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	830,992
盛土規制法基礎調査等事業費	令和 6 年度	48,048
市営住宅長寿命化改善事業費	令和 6 年度	878,555
令和 5 年度公営住宅整備事業費	令和 6 年度	1,192,326
川崎区・支所機能再編整備事業費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	245,512
公園施設長寿命化事業費	令和 6 年度	13,090

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
一 一般管理事業 本庁舎等建設事業 資産マネジメント事業 災害情報機器整備事業	391,000 437,000 2,353,000 65,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができ。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金については、利率の見直しを行なった後において、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か月以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができ。
災害援護資金貸付事業	1,000	政府資金から普通貸借による。	無利子	災害用慰金の支給等に関する法律に定めるところにより償還する。
臨海部国際戦略事業	159,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金については、利率の見	借入れの日から30か月以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の

事 項	期 間	限 度 額 千円
令和5年度家庭等リース経費	令和5年度から令和12年度まで	1,496,053
令和5年度土地借上料	令和6年度から令和65年度まで	48,348
公共施設維持補修工事等経費	令和5年度から令和6年度まで	210,000
公共用地の取得 (川崎市土地開発公社分)	令和5年度から令和14年度まで	2,480,700
川崎市土地開発公社の事業資金借入れに伴う金融機関等に對する債務保証	令和5年度から債務消滅時まで	元金 1,501,000 及びこれに對する利子相当額
地方債証券の共同発行によつて生ずる連帯債務	令和5年度から債務消滅時まで	元金 1,190,000,000 及びこれに對する利子相当額

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設建設事業	千円 1,169,000	同上	同上	同上
小計	3,851,000			
再生可能エネルギー推進事業	421,000	同上	同上	同上
ごみ運搬車両等整備事業	385,000			
し尿運搬車両整備事業	13,000			
廃棄物処理施設等整備事業	17,443,000			
小計	18,262,000			
雇用労働福祉事業	924,000	同上	同上	同上
安全施設整備事業	1,148,000	同上	同上	同上
道路整備事業	3,007,000			
橋りょう架設改良事業	2,373,000			
自転車対策事業	337,000			
街路事業	2,137,000			
連続立体交差事業	789,000			
河川整備事業	2,434,000			
緑化推進事業	36,000			
自然保護対策事業	408,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができ。	直しを行なった後は、おいては、当該見直し後の年度における利率とする。	範囲内で借換えることができる。
小計	3,406,000			
市民文化総務事業	187,000	同上	同上	同上
人権・男女共同参画事業	31,000			
文化振興事業	301,000			
スポーツ推進事業	221,000			
小計	740,000			
青少年事業	36,000	同上	同上	同上
子ども支援事業	295,000			
保育事業	1,610,000			
小計	1,941,000			
老人福祉総務事業	494,000	同上	同上	同上
施設整備事業	2,188,000			

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園緑地施設整備事業	541,000	同 上	同 上	同 上
小 計	13,710,000			
港湾総務事業	42,000	同 上	同 上	同 上
港湾振興会館事業	40,000			
浮島理立事業	490,000			
港湾改修事業	765,000			
港湾改良事業	568,000			
港湾工事負担金	4,540,000			
小 計	6,445,000			
計画調査事業	6,000	同 上	同 上	同 上
京急川崎駅周辺地区整備事業	32,000			
市営四方濱住宅跡地周辺整備事業	11,000			
鷺沼駅前地区再開発事業	55,000			
京急川崎駅周辺地区再開発事業	120,000			
登戸駅前地区再開発事業	16,000			
土地区画整理事業	2,334,000			

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
駅施設関連事業	893,000	同 上	同 上	同 上
新百合ヶ丘駅周辺地区整備事業	16,000			
開発行為指導対策事業	37,000			
公営住宅整備事業	2,524,000			
小 計	6,044,000			
区役所施設整備事業	734,000	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	762,000	同 上	同 上	同 上
総合教育センター事業	19,000	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業	5,444,000			
高等学校施設整備事業	1,438,000			
特別支援教育施設整備事業	417,000			
社会教育施設整備事業	1,569,000			
小 計	8,887,000			
合 計	65,706,000			

令和 5 年度川崎市競輪事業特別会計予算

令和 5 年度川崎市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,026,711 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

競輪事業特別会計

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
川崎競輪場メインスタント特定天井 改修工事設計業務委託経費	令和 6 年 度	千円 14,354

競輪事業特別会計

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競輪事業収入		千円 25,241,004
2 繰入金	1 事業収入	25,241,004
		585,707
	1 基金繰入金	585,707
3 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
歳入	合 計	26,026,711

歳 出

款	項	金 額
1 競輪事業費		千円 25,675,665
	1 競輪事務費	190,709
	2 競輪閉催費	24,867,444
	3 競輪場整備費	617,512
2 諸支出金		150,001
	1 繰出金	150,000
	2 納付金	1
3 予備費		201,045
	1 予備費	201,045
歳出	合 計	26,026,711

令和 5 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

令和 5 年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,773,459 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

- 第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

卸売市場事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

卸売市場事業特別会計

歳 入	款	項	金 額
1	使用料及び手数料	1 使用料	806,119
		2 手数料	806,118
2	財産取入	1 財産売却取入	31,949
		2 財産貸付取入	31,947
3	繰入金	繰入金	417,124
4	繰越金	繰越金	417,124
5	諸取入	1 延滞金及び加算金	438,266
		2 雑入	438,265
6	市債	1 市債	80,000
		合計	1,773,459

歳 出	款	項	金 額
1	卸売市場事業費	1 運営費	1,304,903
		2 施設整備費	1,112,778
2	公債	1 公債	463,556
		合計	463,556
3	予備費	1 予備費	5,000
		合計	5,000
		歳出合計	1,773,459

御売市場事業特別会計

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
御売市場経営プラン改訂版推進支援業務委託経費	令和 6 年度	千円 14,658

令和 5 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 128,617,502 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができず、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南 部 市 場 施設整備事業	千円 80,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から 30 年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができず。

国民健康保険事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 31,216,453
2 負担金	1 保険料	31,216,453
3 国庫支出金	1 一部負担金	1
4 県支出金	1 国庫補助金	56,537
	1 国庫補助金	56,537
	1 県補助金	82,395,782
	2 財政安定化基金支出金	82,395,781
		1
5 財産収入		20,959
	1 財産運用収入	20,899
	2 財産売却収入	60
6 繰入金		14,566,110
	1 繰入金	13,371,097
	2 基金繰入金	1,195,013
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		361,659
	1 延滞金・加算金及び過料	126,372
	2 雑収入	235,287
歳入	合計	128,617,502

国民健康保険事業特別会計

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 4,672,088
	1 総務管理費	4,303,874
	2 保険料徴収費	336,131
	3 運営協議会費	311
	4 広報普及費	31,772
2 保険給付費		81,876,601
	1 保険給付費	81,876,601
3 国民健康保険事業費		40,948,970
	1 医療給付費分納付金	27,862,021
	2 後期高齢者支援金等分納付金	9,492,823
	3 介護納付金分納付金	3,594,126
4 保健事業費		773,368
	1 保健事業費	773,368
5 諸支出金		225,575
	1 負担金及び分租金	36,343
	2 借入金利子及び還付加算金	189,230
	3 延滞金	1
	4 国庫負担金等返還金	1
6 基金積立金		20,900
	1 基金積立金	20,900
7 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出	合計	128,617,502

国民健康保険事業特別会計

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額 千円
賦課・徴収事務実施委託経費	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	53,260

令和 5 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 5 年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 220,462 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 繰 入 金	金		千円
		1 繰 入 金	14,362
			14,362
2 繰 越 金	金		30
		1 繰 越 金	30
3 諸 取 入	入		206,070
		1 貸付金元利収入	206,067
		2 雑 入	3
歳 入 合 計			220,462

令和5年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,609,798千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	220,462
歳 出 合 計		220,462

令和5年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

後期高齢者医療事業特別会計

第 1 表 歳入歳出予算

後期高齢者医療事業特別会計

歳 入	款	項	金 額
1	後期高齢者医療保険料		16,132,941
		1 後期高齢者医療保険料	16,132,941
2	国庫支出金		32,772
		1 国庫補助金	32,772
3	繰入金		3,333,553
		1 一般会計繰入金	3,333,553
4	繰越金		2
		1 繰越金	2
5	諸収入		110,530
		1 雑金・加算金及び過料	3,227
		2 償還金及び還付加算金	42,302
		3 雑収入	64,941
	歳 入	合 計	19,609,798

歳 出

款	項	金 額
1	総務費	1,136,104
		1 総務管理費
		2 徴収費
2	後期高齢者医療広域連合繰付金	18,421,330
		1 後期高齢者医療広域連合繰付金
3	諸支出金	42,364
		1 償還金及び還付加算金
4	予備費	10,000
		1 予備費
	歳 出	合 計
		19,609,798

令和 5 年度川崎市公営健康被書補償事業特別会計予算

令和 5 年度川崎市の公営健康被書補償事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 74,298 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀 彦

公害健康被害補償事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	分担金及び負担金		千円 24,940
		1 負担金	24,940
		2 財産取入	1,326
		1 財産運用取入	1,326
3	繰入金		30,739
		1 基金繰入金	19,427
4	繰越金	2 一般会計繰入金	11,362
		1 繰越金	17,243
	歳入合計		74,298

令和5年度川崎市介護保険事業特別会計予算

令和5年度川崎市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ114,898,513千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

歳出

歳出	款	項	金額
1	公害健康被害補償事業費		千円 74,298
		1 公害健康被害補償事業費	74,298
	歳出合計		74,298

令和5年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

介護保険事業特別会計

款	項	金額
	2 雑	41,034 千円
歳入	合 計	114,898,513

介護保険事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 介護保険料		23,588,535 千円
2 使用料及び手数料	1 保険料	23,588,535
	1 手数料	30,431
3 国庫支出金		30,431
	1 国庫負担金	25,185,268
	2 国庫補助金	19,551,139
4 県支出金		5,634,129
	1 県負担金	15,995,886
	2 県補助金	15,203,906
	3 財政安定化基金支出金	791,988
5 財産収入		2
	1 財産運用収入	35,005
6 支払基金交付金		35,005
	1 支払基金交付金	29,650,577
7 寄附金		29,650,577
	1 寄附金	1
8 繰入金		1
	1 一般会計繰入金	20,376,763
	2 基金繰入金	18,076,232
9 繰越金		2,300,531
	1 繰越金	1
10 諸収入		1
	1 延滞金・加算金及び過料	41,036
	2	2

介護保険事業特別会計

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
福祉総合情報システム帳票 封入封緘業務委託経費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 85,555

介護保険事業特別会計

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 2,690,819
2 保険給付費	1 総務管理費	2,690,819
3 財政安定化基金拠出金	1 保険給付費	106,944,175
4 地域支援事業費	1 財政安定化基金拠出金	106,944,175
5 諸支出金	1 地域支援事業費	5,128,335
6 基金積立金	1 還付金	80,177
7 予備費	2 延滞金	62,386
	3 繰出金	1
	1 基金積立金	17,840
	1 予備費	35,006
	1 予備費	35,006
	1 予備費	20,000
	1 予備費	20,000
	合 計	114,898,513

令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

令和5年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,060,102千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和5年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

港湾整備事業特別会計

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1	使用料及び手数料		438,365
		1 使 用 料	438,363
		2 手 数 料	2
2	国庫支出金		75,000
		1 国庫補助金	75,000
3	県支出金		565
		1 委 託 金	565
4	財産取入		1,166,321
		1 財産運用取入	1,166,320
		2 財産売却取入	1
5	繰入 金		1,056,935
		1 基金繰入金	1,056,935
6	繰越 金		1
		1 繰 越 金	1
7	諸 取 入		297,915
		1 延滞金及び加算金	1
		2 貸付金元利取入	29,601
		3 雑 入	268,313
8	市 債		1,025,000
		1 市 債	1,025,000
	歳 入	合 計	4,060,102

港湾整備事業特別会計

歳 出

歳 出	款	項	金 額
1	港湾整備事業費		3,057,121
		1 運 営 費	426,973
		2 整 備 費	2,630,148
2	諸 支 出 金		767,977
		1 種 立 金	64,127
		2 繰 出 金	703,850
3	公 債 費		234,004
		1 公 債 費	234,004
4	予 備 費		1,000
		1 予 備 費	1,000
	歳 出	合 計	4,060,102

港湾整備事業特別会計

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
上 屋 倉 庫 整 備 事 業 費	令 和 6 年 度 以 降	千 円 55,673
東 扇 島 コ ン テ ー ナ ー ミ ナ ル 整 備 事 業 費	令 和 6 年 度 以 降	504,000
東 扇 島 土 地 造 成 事 業 費	令 和 5 年 度 以 降	3,354,880

令和 5 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算

令和 5 年度川崎市の勤労者福祉共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 115,895 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
東 扇 島 コ ン テ ー ナ ー 機 能 整 備 事 業	千 円 1,025,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 下 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該年度における利率とする。	借入れの日から 40 年以内(繰上償還を含む。)に償還する。ただし、市財政上の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができ。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

勤労者福祉共済事業特別会計

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1	共 済 掛 金 取 入		千円 70,355
2	財 産 収 入	1 共 済 掛 金 取 入	70,355
		1 財 産 運 用 収 入	662
3	繰 入 金		38,045
		1 基 金 繰 入 金	14,231
		2 一 般 会 計 繰 入 金	23,814
4	繰 越 金		100
		1 繰 越 金	100
5	諸 収 入		6,733
		1 貸 付 金 元 利 収 入	5,000
		2 雑 入	1,733
	歳 入 合 計		115,895

令和 5 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算

令和 5 年度川崎市の墓地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 432,302 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

歳 出

款	項	金 額
1	勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費	千円 114,895
	1 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費	114,895
2	予 備 費	1,000
	1 予 備 費	1,000
	歳 出 合 計	115,895

墓地整備事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
歳 入	1 使用料及び手数料	327,537 千円
	1 使 用 料	327,537
	2 財 産 収 入	5,176
	1 財 産 運 用 収 入	5,176
	3 繰 入 金	99,587
歳 入	1 繰 入 金	99,587
	4 繰 越 金	1
	1 繰 越 金	1
歳 入	5 諸 収 入	1
	1 雑 入	1
歳 入	合 計	432,302

令和5年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

令和5年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ437,435千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

歳 出

款	項	金額
1 墓地整備事業費		405,048 千円
	1 墓地整備事業費	405,048
2 公 債 費		17,254
	1 公 債 費	17,254
3 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	432,302

生田緑地ゴルフ場事業特別会計

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 繰越金	繰越金		千円 47,341
		1 繰越金	47,341
2 諸取入	取入		390,094
		1 雑入	390,094
歳入	歳入	合計	437,435

歳 出	款	項	金 額
1 ゴルフ場事業費	ゴルフ場事業費		千円 78,250
		1 ゴルフ場事業費	78,250
2 公債費	債費		45,318
		1 公債費	45,318
3 諸支出金	支出金		275,639
		1 繰出金	275,639
4 予備費	備費		38,228
		1 予備費	38,228
歳出	歳出	合計	437,435

令和 5 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

令和 5 年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,487,078 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

公共用地先行取得等事業特別会計

歳 出

款	項	金額
1 公共用地先行取得等事業費		1,297,710
	1 公共用地先行取得等事業費	1,297,710
2 公債費	1 公債費	9,642
3 諸支出金	1 繰入金	174,726
4 予備費		174,726
	1 予備費	5,000
歳出合計		1,487,078

公共用地先行取得等事業特別会計

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
2 財産収入	1 財産運用収入	29
3 繰入金		386,554
	1 基金繰入金	174,726
	2 他会計繰入金	211,828
4 繰越金	1 繰越金	1
5 諸収入		493
	1 雑収入	493
6 市債		1,100,000
	1 市債	1,100,000
歳入合計		1,487,078

公共用地先行取得等事業特別会計

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
用 地 先 行 取 得 事 業	千 円 1,100,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該年度における利率とする。	借入れの日から10か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。

令和 5 年度川崎市公債管理特別会計予算

令和 5 年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 172,276,107 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦